

レイプの神話学

—新たな「レイプ神話」の誕生—

杉田聰
(帯広畜産大学哲学研究室)
1100年十一月二七日受理

La mythologie du viol : la naissance d'un nouveau 'mythe du viol'

SUGITA Satoshi

目次

要約

2

第一節 くつがえされたレイプ神話と新たなレイプ神話 2

第二節 ウエストの「男性性の代償行為」論 8

第三節 ウエストが言及した諸研究 21

第四節 アミルのサブカルチャー論とマッケラーの著書 25

第五節 グロスの「アンガーレイプ」「パワー・レイプ」論 36

第六節 セクシャル・ハラスメント、近親強姦 54

最後に 61

注・文献一覧 63

後記 77

黙認

本稿の課題はただ一つである。近年のレイプ・レイピスト研究——ことに精神病理学者によるそれ——「精神的レイプ」から剥脱された性的意味を、レイプと不可分のものとして再認知する」とがそれである。レイプの「脱性化」(desexualization)を推し進める方向を強めた諸研究の限界を明らかにすると同時に、レイプが当然性的意味をもつ」とを論証する。

第一編 くつがえされたレイプ神話と新たなレイプ神話

近年、レイプ研究は多くの「レイプ神話」⁽¹⁾の虚構性をあげて来た。だが今これららの研究を通じて、またこれらを受けたフェミニストの言説を通じて、残念だが、別のレイプ神話があらたに作られつつあるように思われる。

従来、レイプについてこう信じられてきた。

「性的欲求不満が強姦の原因である」(マッケラー21)

「強姦は衝動的な行為である」(30)

「強姦は加害者が被害者に悩殺されたせいで起る」(38)

「強姦において、被害者がおとなしくなるのは残酷行為のせいである」(43)

「強姦するのは見知らぬ男である」(52)

「強姦は暗い小道で発生する戸外の犯罪である」(75)

「女性は強姦されたい」という欲望を胸に秘めている」(82)

だがこれらは、被害者・加害者からの詳しい聞き取り調査、被害女性や一般女性からの訴え、多数のレイプ犯の警察調書の統計学的研究等を通じて、その虚構性が明らかにされてきた。少なくともそう考えられている。だが、これらはすべて本

当に根拠のない神話なのか？

これらのうち第一～七の神話は、全くもしくはほとんど根拠がないことは、ほぼ確実であるように思われる。強姦は衝動的な行為ではなく計画的なものが確かに多い⁽³⁾し、加害者は被害者が悩殺的な服装をしているからではなく、おとなしく、警察に届けないタイプかどうかを第一に見る（内山II 175-7⁽⁴⁾）。女性が抵抗できないのはむしろ恐怖のためであるし（男性もナイフを突き付けられたら、いな大男にはがいじめにされて「殺すぞ」と言われただけでも、恐怖で声もだせないだろう〔S.内山I 91-2〕）、警察に訴えられない大部分のケースでは、多くが顔見知りによる犯行である。強姦は暗い道だけではなく、住居を含めた建物で犯される⁽⁵⁾ことも多いし、女性の「強姦願望」と言われるものは、要するにしたい相手に、したいし方で、乱暴なくらいに熱心に愛されたい思いの表現にすぎない（杉田22,83⁽⁶⁾、大島208⁽⁷⁾）。

犯行の動機は何か？

だが、「性的欲求不満が強姦の原因である」というのは、本当に根拠のない神話なのだろうか。

上記の神話のうち「強姦するのは見知らぬ男である」、「強姦は暗い小道で発生する戸外の犯罪である」の一つは、外的な事情に関わる。それゆえ、それはかなりの程度において客観的に把握できる。「強姦は衝動的な行為である」、「強姦は加害者が被害者に悩殺されたせいで起る」という神話は、レイピストの内面に関わるとはいって、やはり調査は比較的容易である。レイピストの証言に虚偽が混じる恐れはないとは言えないにせよ、そこから比較的客観的な事実に到達できる。「強姦において、被害者がおとなしくなるのは残虐行為のせいである」、「女性は強姦されたいという欲望を胸に秘めている」の真偽は、被害女性ならびに一般女性が十分に反省すれば、ほぼ間違いなく判断ができることがある。けれども、強姦の動機が何かは完全にレイピストの内面の問題であり、調査には困難が伴う。そもそもその答えは、レイピスト自身も正確に理解して

じるとはかぎらないのである。

近年、たしかにいくつかのレイピスト研究は、性的欲求不満はレイプの動機ではないという見方を支持する結果を示している。それを概括的に述べれば（概括以上にはできない）。というのはそれぞれの論者において多様なタイプの強姦とレイピスト像が記述されているからである）、レイダは「男性性アイデンティティ」の補償行動からレイプは発生し (S.Russell 105)、マッカルデンはレイプは「[男根不全感に対する] 防衛者」タイプの男性による犯罪と見 (McCalldon 54)、ワーリンヤーらは「[自らを] 弱く不全的であり依存的を感じている男による敵意の表現」というモデルを提出してい (Fisher et al.183)。またウエストでは、強姦とは傷つけられた男性性を補償するための行為である。類似した主張を展開した研究の中で有名なのはグロスの説である。グロスによれば、強姦は女性に対する怒りや (Groth 13)、不全感を補償するための支配・所有願望から発すると主張する (25)。

一般の犯罪研究において、じょじょに暴力との連続体が推定されるようになつたが、これらの研究は（おそらく）そぞした流れに触発されて、レイプを、性犯罪ではなく暴力的犯罪とみなす視座をもつていて (Feminist 13)。アミル (Amir) の研究であるが、彼におこづか (社会学者として控えめながらも)、強姦は男性性確認のための行動であることを追認しているように見える。

ところでこれらの研究を行なつたのは、フェミニストをのぞけばほとんど例外なしに精神病理学者もしくは精神病理学者である。一方、精神医学ないし精神病理学の欠陥を意識しつつ、社会学的アプローチを試みた例もある。その中でもつとも有名なのはアミル (Amir) の研究であるが、彼におこづか (社会学者として控えめながらも)、強姦は男性性確認のための行動であることを追認しているように見える。

これらの説の妥当性は、以下本稿において詳しく検討するが、結論を先取りして言えば仮にレイプが「傷つけられた男性の代償行動」（ウェスト）であり、あるいはそれを得るための所有・支配願望の結果（Groth）という側面があったとしても、だからといって性的欲望——以下この表現を用いる——が何ら介在しないなどということはありえない。男たちのセクシュアリティは現在、単に女性身体がセクシャルであるだけではなく、女性身体の支配や所有、ことにその権力的・暴力的支配や所有さえセクシャルであり、エロチックであると感するように構成されている。だから、レイプでさえ男たちにはセックスであり、性的興奮と結びついている。そのように男たちがセクシュアリティを構成するとき、現実世界ではレイプがまったくこれと無関係に遂行されるなどということがありえないのは、冷静に考えてみれば明らかなことである。

たしかに、レイプは女性支配の行動である。そこで無理やり女性を犯し、女性に思い通りの行動をとらせ、好きなようにその身体をもてあそぶことで、女性に対する支配や権力の行使を、レイピストは実感するに違いない。けれども、そのことと、女性に対する支配や権力行使を目的としてレイプをすることとは、似て非なるものである。

けれども、この点を理解せずに、レイプは性的欲望と全く無関係であるかのように語る論者が日本では少なくない。その筆頭は上野千鶴子であろう。上野は、「レイプについての研究は、『レイプが男の衝動的な性欲から起きたる犯罪である』といふ神話をつきつづきに打ちこわした」（1998a:71）、「強姦者が性欲から強姦するわけではないことは、よく知られている」（116）、「加害者の男性は『性欲』から『強姦』するわけではないことが明らかにされて以来云々」（1998b:114）、とくり返し書いている。心理学者の小倉千加子（上野は小倉からも影響を受けている）もこの点では同様である。「強姦というのは男性の女性に対する攻撃性の発露であり、けつして性的飢餓感から起くるのではない」と（41）。

上野は最初の引用では、強姦は男の「衝動的な性欲」から発生するのではないと書いているが、むしろ第二、第三の引用

を見るかぎり、「衝動的な」は非限定的に「性欲」にかかる形容詞のようである（「わけではない」は部分否定ではなく、単に「のではない」を和らげた表現にすぎない）。小倉では、否定されているのは「性的飢餓感」だが、これが書かれた本文（22・43）全体を見るかぎり、性的欲望一般が否定されてしまつていいか疑問に思える。なお「性的飢餓感」に限定しな場合であろうと、「けして……のではない」という強い否定は、過剰表現である。

強姦が性的欲望と無関係であるかのように語るのは、あつものに「りてなますを吹く類である。いや、レイプをめぐる研究史から言えば、そもそも「あつものに「りた」事態などなかつた。にもかかわらず、「なますをふく」類の研究が日本で安易に受容された結果（それはほとんど鵜呑みだつたと言つてよい⁽¹²⁾）、一部のとはいえフエミニストが新しい「レイプ神話」を作り出す結果に陥つてゐる。

たしかに、「性的欲求不満が強姦の原因である」という神話は、強姦犯とされた男が見るからに「性的欲求不満」を示すような、目つきのギラギラした男ではなく、どこにでもいる普通の紳士だというだけで、強姦の訴え自体が疑われるといった不幸を生んできた可能性が高い。だからこの神話を虚偽とみなす言説は、そうした不合理を防ぐ意味で一定の「政治的」な役割を果たしたことは筆者も認めうる。

けれどもこの言説は、事実のレベルにおいて間違つてゐるばかりではなく、その「政治的」な意義に固執しつづけることには、もはや十分な意味がない。強姦犯は普通の紳士であり、隣人でありますといふこと、そればかりか恋人であり、夫であり、父でありますといふ事実も、今日あるていど理解されるようになつてきているばかりか、それをよりはつきりと理解させるために、「性的欲求不満は強姦の原因ではない」という言説に頼る必要は何もない。それどころか逆に、強姦から性的欲望を切り離すことでもたらされる問題を看過する恐れが高い以上、言いかえれば、それ自身あらたな政治的な意味を持ち始めた以上、あらためてこの意義と真偽を確かめてみる必要がある。

たしかに性的欲求不満が——より正しくは性的欲望が——強姦の原因とはならない場合はありえよう。けれども、それ

を表現する対抗言説自体がいまや極端に歪められて、性的欲望一切を強姦から切り離すような見方を結果している」とが問題なのである。

新たなレイプ神話の影響

例えば近年、主に研究者レベルでは、ポルノグラフィ、つまり女性身体と女性に対する支配を、したがって女性の性的モノ化をエロチックなものとみなすイデオロギーをふりまくと同時に、男にそれらを学習させ、あまつさえそれらに対する欲求を日々に喚起しつづける、男権制社会のセクシュアリティの装置に対し、満足な問題意識が向かないでいる。向いたとしても、ポルノの「カタルシス効果」や、それを見る「愚行権」なるものを強調し、事实上それらを無害化してしまう動きさえ見られる（*L.上野1998d:156; S.杉田[06-18]*）。またはるかに広範に、人々の女性観に深い影響を与えると思われるものは、テレビや雑誌・新聞をはじめとするマスメディアにおける「女性表現」（性的特質が強調され、常にセックスの対象として見るようにならざるをそそのかす）にも、満足に目が向かないでいるように見える。私には、レイプをはじめとする性的侵害からの性的意味を消失させたことが、その遠因となつたようだと思われてならない。^[14]

そしてこの事態は、一般の活動家やジャーナリストにたしかに影響を与えていた。かつてはよいものを書いていた宮淑子が、上野の言説をまにうけて転向したのは、記憶に新しい（1993.15.203）。一般的ジャーナリズムにおいても、ポルノを正面から問題にするケースはきわめて稀だが、性ばかりを強調した「女性表現」に対する問題意識さえ非常に希薄になつてゐる。ことに、バクシーシ山下のそのような文字通り残虐なAVが——これを見て私たちが受ける衝撃は、本当の強姦が白昼堂々と行なわれ、それに私たちが図らずも立ち合わされてしまつたことからくる（*杉田[8-8]*）——堂々と市場に出回る現実は、残念だがフェミニストのポルノに対する批判的なまなざしが鈍化したことにも一因があるようだと思えてならない。

本稿の課題は不ガティブである。何より、上記の諸研究を含む近年のレイプ論を、詳細かつ批判的に検討することが目的である。だがその過程で、おのずと課題はポジティブなものとなるであろう。問題のレイプ・神話の真偽を直接に問題化し、むしろレイプから性的意味が剥脱される」とで新たに作られたレイプ・神話の虚構性を明らかにする。

第一節 ウエストの「男性性の代償行為」論

ウェストの研究と小倉による紹介

小倉が主に依拠したのはウエストの研究 (West et al.1978= ウエスト 1985)⁽¹⁾ である。ウエストは、カナダ・ブリティッシュコロンビア州にある「アボツツフォード地域精神医療センター」(20) に収容されたレイプ犯の分析を通じて、レイプは傷つけられた男性性に対する代償行動であるという知見を、本研究で提示している (t.35,249)。

上記のように、小倉はウエストの研究をほとんど唯一の根拠にして（他の間接的な根拠となつたマッケラーその他については後述する）、レイピストは「男らしさについて劣等感を抱いている」(39)、彼らは「決して性欲過剰であつたり、抑制力のない快楽主義者であつたりするわけではありません」、強姦は「男性の女性に対する攻撃性の発露であり、決して性的飢餓感から起つるのではない」(41) と述べるのであるが、しかしウエストの研究には非常に問題が多い。

第一に、対象となつたレイピストは極めて特殊な範疇のレイピストである。しかし小倉はそれを全く無視して、あたかも

ウェストの結論はレイピスト一般についてのものであるかのように書いている。第二に、特殊なレイピストについてのものとはいえ、学問的に正確なら一定の功績といえようが、ウェストの認識にはきわめて大きな問題がある。

非ランダム・サンプリングによる研究

ウェストの研究では、そもそもサンプリングに大きな問題がある。

ウェストの対象は、被害者によつて警察に届け出られて受理された強姦事件に関わり、しかる後に捜査され、逮捕・告発されて、裁判を通じて実刑判決を受けた加害者のみならず、「重大な性的攻撃者」として長期の拘禁刑を受けている男たちである（237）。彼らはくり返し性犯罪を犯しており（183）、したがつてなんらかの人格障害もしくは精神病質が疑われ、そのためには「集中的精神療法を受けていた」レイプ犯である（223）。

しかも、ウェスト自身が認めたように、そもそも彼の研究では「強姦」は伝統的な法的定義に基づくものに限定されていて、非常に狭い。そこで被害者は、「典型的に積極的な抵抗を示す、[加害者にとつて]完全に未知の者」とされている（238）。したがつてここでは、夫によるそれ（マリタルレイプ）、恋人を含むデートの相手によるいわゆる「デートレイプ」はもちろんだが、顔見知りによるレイプ（エストリッヂの言う「シンプルレイプ」）（15）やえ、初めから排除されている。また法的定義では、強姦は「実際に暴力が畏怖させる脅迫」を伴つたケースだけに限定されている（ウェスト236）。すると加害者が見知らぬ人であったとしても、被害者が恐怖に足をすくませて声をたてられなかつたケースなどは、事实上除外されてしまうのである。

たしかにマリタルレイプ、デートレイプ、そして顔見知りによるレイプ（シンプルレイプ）は、そもそも警察によつて強姦事件として受理されにくいという事情もある。とはいへ、逮捕されて実刑判決を受け、精神治療を受けていたレイプ犯で

も、こうしたレイプに関わったレイプ犯は、その「」とをもつてすでに対象として除外されてしまうのである。⁽¹²⁾

おまけに、ウェストの対象はさらに特定のグループに絞られている。精神治療を受ける患者の中でも、自分の感情を高度に言語化できると同時に、「誠実」に犯罪の状況・動機等を説明しようとする（20）、それ故「精神治療的アプローチに適し」（22）、したがってかかえた問題は「精神療法によって潜在的に治療可能」とみなされる（24）、選ばれた人たちである。だから彼らは、逮捕され、有罪判決を受け、拘禁・懲役刑を受けたレイピストの平均像でさえない。

すでにこれによつて、ウェストの研究で扱われたレイピストは、十分に特殊事例であることが明らかである。具体的に言えば、対象となつたレイピストのほとんどが人格障害者——ウェストは「多くの犯罪者は社会病質的特徴と神経症的特徴の混合を示す」と言つ（240）——である。以上の諸条件からすれば、これはほとんど必然である。重大な性犯罪により精神病院に長期に収容されるばかりか、かつ実際に治療の見込みがあり、グループ討論に耐えられ患者であることや、正常人ならびに精神病者は自動的に除外される結果となるからである。福島の場合（222）に性犯罪者の半数近くは精神病者が占めており（鑑定例であるとの帰結である）、またグロスの場合でさえ、一割の精神病者、三割の正常者いるのと比べると（109）、その特異性がよく理解されよう。

それ故ウェスト自身、彼の研究結果は特殊なものであることを認めざるをえない。彼はこう述べる。「〔彼の対象者は〕おそらく性犯罪者の一定のカテゴリーを代表しているであろうが、多くの点で性犯罪者一般に典型的なものではなかつ」と（223,s.240）。またそれゆえ、この研究の「悲観的な解釈……をすべてのレイピストに拡大するとしたら、それは気の毒ない」とあり、誤りであると（234）。

だががもし「」として、ウェストの研究が非ランダムサンプルによる極めて偏った研究であるとすれば、この研究の結論をそのまま一般化してすませるわけにはゆかないであろう。たしかに時々ウェストは、「〔明らかになつた〕心理過程は、おそらく性犯罪者の相当部分に共通しているであろう」と述べることがある（t.25）。けれども、それには何ら合理的な根拠は提

示しえていないのである。それゆえ、仮にレイプは「傷つけられた男性性に対する代償行動である」というウエストの解釈が正しかつたとしても、それを小倉や上野のように、単純にレイプ一般に拡大して適用する」とは、とうてい不可能なのである。「ウエストが書いた『性的攻撃—強姦の精神病理』によると、犯人たちが男らしさについて劣等感を抱いているということはやはり明白です」という小倉の結論を(39)、単純に肯定する」とはできない(単に「犯人」と書かれれば、読者はレイプ犯一般と思つるのは当然である)。

論点先取の虚偽

だがそもそも、限られた範囲の患者に対する研究であるとはいへ、レイプが「傷つけられた男性性に対する代償行動」であるという、ウエストの解釈自体にも問題がある。

要するに、そもそもウエストの研究は「論点先取の虚偽」(petitio principii)に陥っている。ウエストは、レイプは男性性コンプレックスの補償行動であるという論点を仮説として設定し、そうしたコンプレックスを典型的に示す資料を、レイプについてのおびただしい資料群から選びだしたのである。

序論では、「精神療法的アプローチに適した」患者を選んだと書かれており、特別男性性コンプレックスを示した患者を選んだわけではないかのように理解できるが(22)——ウエストがセンターに着任したとき、この十二人はすでに共同研究者ニコルスによって選ばれていたようである(20)——、後半部では、「資料は、レイピストが、少なくともこれら〔本書で扱われた〕レイピストが、男性性についての不安定感を中心とした劣等コンプレックスに苦しんでいることを例示するために選択された」と、はつきり述べられている(211)。「資料」とは、上記十二人の患者に関するものであるが、そこには十二人の生育歴、家族構成、性的・社会的諸経験その他について記された「自伝」と、犯行の「動機と状況」について

彼ら自身によってなされた説明とが含まれている（20）。そこから、患者が男性性コンプレックスに苦しんでいることを例示するように、資料を「選択」したというのである。

より正確に言えば、そのようにして資料が構成されたのである。医療センターにおける原資料を用いつつ、十二人のグループによる「集団討議」「個人面接」（20）においてこれは生かされ、補われ、修正されていったと考えられるが——男性性云々のアイデアはウェスト着任後に、ニコルスとの協力のもとに生み出されたというのが真実だとすれば（33）——、要するにこのプロセスを通じて仮説どおりに資料が構成されたのである。

その結果、どのような形の歪みが生じたか。性的欲望を不可視にする構造が作られたのである。

まず基本的な問題点について述べれば、十二人のレイピストを記述する際、彼らが幼児期に受けた逆境（二章）、男性性を傷つけられた経験（三章）、（逮捕されるきっかけとなつた）最後の犯罪（四章）のそれぞれのステージを、相互関連が全く不明確な形で分割してしまったことが、彼の解釈を検証する余地を致命的に狭めている。現存の、しかも精神病院で治療中であり拘禁中の患者についての記述である故に、慎重などり扱いが必要だったことは理解できる。しかし少なくとも、三つの章に分割された記述がいずれの患者についてのものかが分明になるよう配慮すべきは、研究上の著作としては当然のことであったが、それが一切なされていないのである。

もちろん、仮に三つのステージの記述が相互に関連づけうる形で叙述されていたとしても、おのずと限界につきあつたであろう。それは第一に、ウェストは心理分析をする際、レイピスト自身の内面告白の一部（性的欲望に関わる部分）を基本的にすべて切り捨てるか、あるいはその意義を過小評価してしまったと思われる点である。そして、「傷つけられた男性性」という論点が、不當に——と私には思われる——過大評価され、前面に出されている。たしかに要所要所で、「傷つけられた男性性」と具体的な性犯罪との関わりは並記されてはいるが、結局両者の間に何ら分明な関連を、読者は見いだすことができないのである。

単純な動機概念——素因と誘因との区別の必要

第一に——第一の問題点も結局ここに収斂する——、ウェストにとつて「動機」ないし「動因」(t. 19) の概念が非常にあいまいである。異なる意味の原因が十把一からげにされたため、認識はあいまいになり、またレイプに關わる重要な側面が完全にそぎおとされてしまつてゐる。

重要なのは、まず「素因」と「誘因」の區別である。素因は、犯行のプロセスを開始せしめる直接のきっかけ（誘因）ではなく、きっかけを活性化させる内的素質である。あるいは、この素質の上に誘因がはたらきかけることで犯行は行なわれる、と言つてもよい。誘因は一般に当事者に問いただすことができる。そして当事者は、しばしばそれを、客観的—主觀的な動因（動機）としてあるといつて正確に答えることができる（客観的—主觀的と言うのは、客觀的な状況がストレス因として主觀内部に取り込まれることで行動を引き起す原因となるからである）。だが素因は、個人の内面において犯行を準備するものであつても、直接に犯行を引き起すきっかけとなるものではない。それはパーソナリティのレベルにある、個人の性向、傾向、指向性であるのが普通である。過去の養育体験や性体験が、何らかの意味でレイプに影響を与えるとしたら、それはレイプに対する素因形成のレベルであつて、直接のきっかけとしてではない。

たしかに抽象的に考えれば、これらが直接きっかけを形成することはありうる。例えば「傷つけられた男性性」を回復しようとするやつきになる男性がレイプを引き起した場合、それは素因ではなく誘因と思われる。だが、ウェストの事例においてさて、その意味で「傷つけられた男性性」が誘因となつたレイプ犯は、一例も見出しができないのである。⁽⁵⁾

私は、ウェストの十二の事例において、「傷つけられた男性性」の回復衝動が確かに「素因」となつてゐる可能性を否定するつもりはない（もつともその場合でも十二例において軽重にははつきりとした差がある）。そのかぎり、レイプは傷つけられた男性性に対する代償行動という、ウェストの結論それ自体を誤謬であると言うつもりはない。だが、ここでウェストが

何を明らかにしたのかは、明瞭に意識しておかなければならぬ。ウェストは、「一部のレイプ⁽¹⁶⁾ストにおいて、「傷つけられた男性性」の回復衝動が、レイプの「素因」になつてゐる可能性を明らかにしたが、それが「誘因」——動因——と謂う場合に一般に念頭におかれているもの——になつてゐることを明らかにしたのでは、毫もないものである。

実際、素因と誘因の区別をあいまいにしたために、ウェストの研究では性的欲望が動因の一部として入る余地がなくなつてしまつたのである。その傾向は、ウェストの記述のいたるところで見いだすことができる。

第三章「傷つけられた男性性」における症例一において、患者の十代からの途方もない性的放縱の事実や（63-5：n）の点は他の症例でもほぼ同じ）、妻との離婚騒ぎの際に思わず語られる「新しい性的冒險をするのだ」という考えに興奮していました」（66）といった発言は、限りなく軽く見られている。同症例一において、患者がネッキングや自慰しかできない状況下で性交を求め、それを実現する「唯一」の方法として強姦の空想をするようになつたといつた発言も（71）、おそらくウエストの目にはとまらない。同症例三で、くり返し言われる「のぞき」（64,76,77,79,s,206-7）、下着の窃盗に結びつきまた時にそれを目的にした「住居侵入」「おし入り」（64,76,79,s,206-7）、「女性の裸を見たい」という欲望」（76,207；後者ではこれは結局強姦願望と隣接している）、「裸を見たい」という強迫観念」（77）、「裸体をまさぐったり手を触れたりした」という強迫観念」（79）についても、また同症例四で「私がしたかったことは、あれをやへんや發射して抜く」とだけでした」（88）といった発言に対しても、症例十一の「私はただあの目的で車を流して……」（136）といふ発言に対しても、ウェストは特別な関心を示していない。「性的な欲求不満」という言葉に對してえいえ同様である（85,94,103）。マニスカートをはいていて美人にみえる女性を同乗させた後、突然いたずらをして強姦をしてやろうという衝動覚えたというケース（203）でも、」の態度はかたくなに貫かれている。

これらはひとまず記述として残されたが、他に多くの発言が語られたまま記録されなかつた可能性が高いと思われる。

結局、十二人のレイプ犯において、多くの場合犯行の動機（動因＝誘因）は、多様なレベルのいろいろ、緊張、ストレス

であった。その中には、一種の性的飢餓感も含まれる。——これが私の結論である。仮に「傷つけられた男性性」の回復衝動が背景にあったとしても、それは「素因」レベルの話である。素因にのみ着目して誘因を視野の外に放逐するなら、レイプの発生メカニズムは解明できない。実際、「最後の犯行」（四章）について見るかぎり、その誘因は次のようにタイプ分けできるであろう（症例番号は四章のそれ。複数のレイプを引き起こしている場合は別個に考察¹⁰）。すなわち、妻・恋人との関係の困難（症例二、五、七、九）、妻・恋人との関係の困難・仕事上の困難（症例三、四、七、十）、仕事上の困難（症例二、十二）、性的飢餓（症例六、十、十二）、家庭崩壊とケンカ（症例六）、生活の展望のなさ（症例八）、と。

決定因としての性的欲望

だが、レイプの「動機」に関してさらに問題なのは、これらの多様なストレス因による犯罪への傾斜が、なぜことさら強姦へ向かったのか、ということである。しばしば人は、多様なストレス因によって、多様なストレスを経験する。そして「いらっしゃ」「むしゃくしや」して、社会性に欠ける行動に走ることがある。それは、他人に対する「やつあたり」であつたり、雑言であるかもしれない。人の噂を立てる事であるかもしれない。あるいは、一定の脅迫的言動かもしれない。ときには、他者に対する暴行や攻撃、万引き、窃盗、放火、その他といった反社会的な行動かもしれない。そしてそれぞれ相手は、子ども（わが子）、家族、部下、同僚、知人であるかもしれない。だがなぜある人々にとつては、ことさら相手は女性であり、引き起こされる行動は暴力、しかも性的かつ身体的な暴力なのか。

単なる誘因の他に、男性性コンプレックスという素因が犯行の背景にあつたとしても、やはりそれは問われる。依然として、なぜ矛先が女性に向かうかは明らかではないのである。男性性コンプレックスが、単に経済的・社会的な劣等感であるのみか、性的な劣等感であつたとしても同様である。女性に対する種の攻撃行動が起これえたとしても、なぜ性的な

攻撃が加えられるのかは明らかではない。こうした素因の持ち主にとつてさえ、ストレスによつて高まつた緊張のはげぐちが暴力であり、しかも女性を標的にした暴力であり、かつ性的かつ身体的な暴力である必然性は、けしてない。攻撃者が特定の女性に対する根づよい性的劣等感を抱いていたとしても、突発的な誘因によつて経験する緊張の高まりを、そのもしくは一般的の女性に対する、身体的かつ性的な暴力でしか解消しえないことは、何ら必然ではないのである。

とすれば、その当事者をしてレイプに、つまり女性を対象にした暴力、しかも身体的でありかつ性的な暴力に向かわしめた「決定因」をここに想定せざるをえない。それを明らかにすることなしには、ある男性をしてレイプをなさしめたメカニズムは、完全には解明できない。ウエストには、それが完全に欠けているのである（「最後の犯行」の場合でも、例えば症例二、三、七、八などのように、決定因が全くもしくはほとんど不明な場合も少なくない）。

さてそうした決定因はいつたい何か？ それは、「女体」に対する、肥大しゆがんだ、固着的な性的欲望以外にはありえないといふ私は考える。そもそもふだん「女体」に対する欲望があるが故に、ある緊張状態にあって当事者の目は女性の身体に向く。そしてそれが性的な欲望であるが故に、女性身体への性的なはたらきかけに直結する。そしてその働きかけが、身体的な攻撃の形をとるかどうかあるいは單なる言葉上の攻撃ですむか、身体的な攻撃となる場合はどの程度の攻撃の形をとるかは、上記の誘因、素因、決定因および後に述べる「抑制解除要因」それぞれの複合体の度に依存するであろう。軽くすめば、（言葉での）身体についての性的踏みや執拗な性的話題への言及、痴漢行為もしくは身体接触を内容とするセクシャル・ハラスメントにおさまろうが、そうでなければ、重度のセクシャル・ハラスメントからレイプまでの侵害行為となりうる。だがなぜ男たちは、「女体」に対する、肥大した性的欲望をもつのか。

今日の社会には、女性身体に対する男性の性的欲望を強める要素が、網の目のようにはりめぐらされている。女性を、もつぱら性的欲望の対象として見る視線は、この社会では普遍的でさえある。ことにそれを普遍的な現象としているのは、多種多様なメディアであろう。その影響を男性は日々に受け、いわば性的体温を高めた状態で生きることを余儀なくされてい

る。女性に対する性的欲望がそのように触発されづける以上——素因として男性性コンプレックスが存在しない場合¹²⁾——多様な性的な身体的・言語的攻撃が女性に加えられる可能性が高いのは必然である。

抑制解除要因

ついで、一般に攻撃性の発散において、直接的な誘因・決定因の他に、攻撃に対する抑制（外的抑制・内的抑制・社会的抑制）を解除する要因が、影響を与えると考えられる。ウエストの症例その他を見るかぎり、攻撃行動を容易にする主要な「抑制解除」要因は、第一に居住空間ないしクルマの密室性（94,138,164,184）、戸外での人気のなさ（137）、そして闇夜（159）である。第二は、アルコールなし薬物の使用による酩酊状況である（161,163,171,173）。ウエストも、後者の要因についてくり返し論究している（145,198-205,214）。山岡一信¹³⁾の点を指摘しておこう（54-5）。ただし、警察に届け出されないケースで飲酒率が高いか否かは、資料不足のため判断できない。

なおボルノ研究の知見によれば、性的欲望に高いレベルの怒りが加わると、暴力への抑制を低下させる傾向¹⁴⁾で、女性への攻撃行動をもたらす可能性があることが指摘されている（Donnerstein 64）。後述のグロスの「アンガーノイプ」論では、怒りだけが性的欲望と切り離されて論じられているが、この知見からは再検討が求められる。

同じくボルノ研究は、「レイプによって女性が快楽を得る」という破壊的なレイプ神話（これは冒頭に記した「女性は強姦願望をもつ」という神話と裏腹の関係にある）も、攻撃への抑制を解く要因になつていると判断できる。ボルノでは、被害者の女性がレイプに対して「肯定的」な反応をする場合には、視聴男性の抑制が解除されるというが（Donnerstein 78）、これは実際の性的侵害の場合にもあてはまる可能性が高い（Russell 1998:121,140-2）。信じがたい¹⁵⁾とだが、レイプによつて本当に女性が快楽を得ると信じ込んでいるレイピストは少なくない（s.板谷 66, Groth 26-7）。

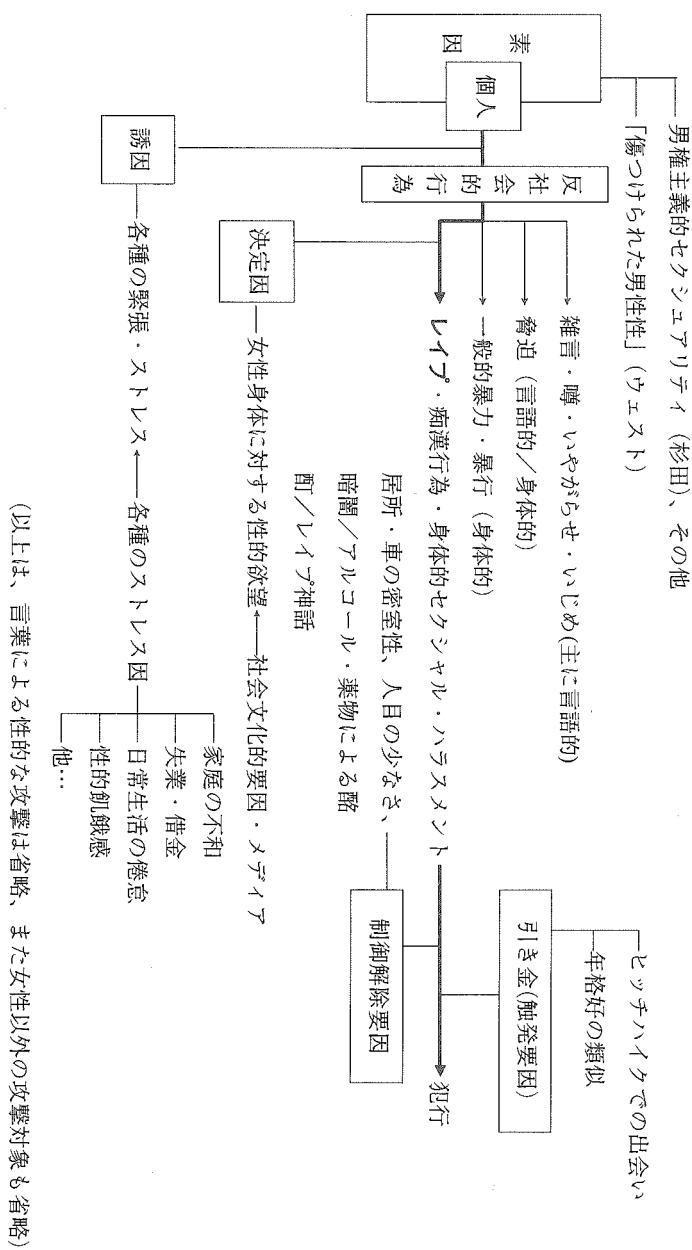
そして、最後に一定のパパ活金(13)が「パパ活金」となって、レイプは遂行される。「パパ活金」とは、レイピストが特定の個人に対して具体的なレイプを引き起す最終的な「触発要因」（レスラー他98）である。グロスが考察したワレンの場合は、それはヒッチハイクの女性に出会ったことであった（37-8,42）。同じくデレクの場合は、怒りを抱いた女性とたまたま年格好が近い女性と出会ったことがパパ活金になつてゐる（22）。「御直披」で語られたレイプの場合は、レイピストがまちぶせした夜道を女性が一人で通りかかったことが（42）、緑河を襲つたレイピストは、まんまと一人住まいの女性の部屋に入つたことが、パパ活金となつた（33-4）。

ウェストの「素因」翻訳の問題と図示

なお、上の議論から了解されるように、「素因」自体も、ウェストのように単純に男性性コンプレックスだと書いてしませぬ」とはやらないし、またその必要もない。ウェストの患者を見るかぎり、もっと一般的な劣等感、社会的不適応、いわえ性のなさ、自主性のなさ、自我の未発達、他人への責任転嫁傾向、着実な人生設計のできない性向等々の心性が、「素因」を形成していると理解するのも可能である。

性的放縦その他の性的要因もまた同様である。あるいは、今日の社会において作り上げられるのは、男性性コンプレックスをも包み込んだ、より広範な性向であると言つてもよい。私はこうした性向を、男権主義的セクシュアリティと名づける（杉田1999）。それは男性上位・女性支配・男性性のイデオロギーを内包する」とい、しばしば男性性コンプレックスの源泉ともなれば、性的欲望を行動に結びつける要因ともなりうる。

めいわらみの思聯は、リハーリー複葉な語彙によつて示す。次に圖長やおどり、次のよへしな。



ウェストの研究についての総括とその意義・限界

以上の図式はまだ問題も多い。それは承知している。けれどもウェストは、せめてこの程度の概念分けをした上で症例分析を行なうべきではなかつたか。性的欲望がいづれの動因を形成するかは単純ではないと考えられるが、各種動因のこうした区別がなされば、性的欲望を安易に切り捨てるような愚は、避けることができたと思われる。

私は、レイプの原因が性的欲望だけであった、と主張しているのではない。だが、それがレイプに対して何の意味ももたないかのように見る解釈には、やはり問題が大きいと言わなければならぬ。

なお、「男性性コンプレックス」を有するレイピスト像の重要性は認めてよい。ウェストが対象としたレイピスト像においてさえ、私の見るところ、それはレイプの「素因」以上ではないようと思われるが、仮により顕著なコンプレックスの持ち主がいたとしたら、それは確かにレイプの「誘因」かつ／あるいは「決定因」としても機能するかもしれない。

だが逆に（正確には逆命題の対偶たる裏命題だが）、一般的の男性（一般的のレイピストはここから出る）にとつては、男性性コンプレックスは、仮にあつたとしてもせいぜい素因でしかないであろう。ウェストは、人格障害者のレイピストにおいて見いだされた諸特徴を、一般的のレイピストにまで普遍化できると信じているようだが、一般的のレイピストはまさに彼が一般的の（つまり病的ではなく「正常」な）レイピストであることによつて、男性性コンプレックスをもつていたとしても、それは人格障害者の場合と比べて弱く、したがつてレイプにとつて誘因あるいは決定因になる可能性は少ないと、言わざるをえない。また人格障害者の場合には、抑制要因も有効に働かないことが少なくない。その点でも、一般的のレイピストとの差は大きい。つまり、両者は単に量的に異なるにすぎないのでなく、質的に異なると言わざるをえない。

第三節 ウエストが言及した諸研究

以下、ウエストが提示したのと同じタイプのレイプ・レイピスト像を提示した他の研究に、可能な範囲でふれておく。いくつかの研究を取り上げるが、いずれにおいても、問題とされたレイプの特質が「素因」レベルにあるのかは、明瞭ではない。仮に後者のレベルにあったとしても、研究自体にサンプリングの問題があることも明瞭である。そして、ウエストの場合と同様に、仮に問題となる傾向がレイピストに見いだされたとしても、それは性的欲望の存在と何ら矛盾しないのである。

「ブロンベルク・ハレックの研究

ブロンベルク (Bronberk 1948) は、レイプを含む性犯罪を、心理病質的 (psychopathic) 性格の持ち主 (性的心理病質者) による犯罪と見る (81)。彼らにとつてレイプは、「性的不全感に対する補償的反応」であり (86.s. ウェスト212)、「犠牲者を劣等・おとしめの役割におくる」と「性的支配的地位に対する欲求を満足させる」、とブロンベルクは解釈する (87)。これは、ウエストの研究と同じ方向性を、確かにほつきりと見て取ることができる。ただしウエストが言及した (ウェスト212) 『犯罪と心』 *Crime and the Mind* は概論的な研究書であるためか、どんなレイピストを対象者にしたかが言及されていない。おそらくウエストと同様に、有罪判決を受けかつ／もしくは精神病で治療を受ける特別なレイピストを対象にしたものとと思われる。

なおアミルは、ブロンベルクは「性的欲求不満が強姦の原因である」とを否定したというよりは、むしろ「レイプは……たんに性的感情の反映であるのみか社会的感情の反映でもある」という統合理論の立場に立つと解釈しているようである

(Amir 309)。

ハーネック (Halleck 1971) もまた、類似の主張をした人としてウェストに言及されてゐる (212)。レイプによってレイプ犯は「〔女性に対する〕恐れを征服し、かつ〔男性性に対する疑い〕を克服するため」女性の劣等性を確証する」というのである (H.191.s.190)。彼の『精神病理学と犯罪のジレンマ』*Psychiatry and the Dilemmas of Crime* や、プロンベルクの書と同様に概説書であり、実はレイプについてほとんど満足に論じられていない (わずか一二行)。しかもこれは前者と比べてより思弁的な書に思われる。ハーネック自身がいかなる典拠によつてこれを記したかは、研究者の名前の列挙により示唆されているだけである (1823)。したがつて、どんなカテゴリーの対象者が念頭におかれているかは不明である。プロンベルクから三十年を経過した後の研究だが、やはり対象はいくつか変わったレイピストに絞られるように思われる。

ところで小倉は心理学者として、主に精神医学的アプローチによるレイプ研究を用いて、『セックス神話解体新書』のレイプ神話の章 (2243) を書いてゐるようだが、そこで念頭におかれた文献は、ウェストを除けば、プロンベルクおよびハレックの研究だけである (38)。だが小倉自身が、両者の意見を自ら検証したかどうかは全く疑わしい。両者の言及がほとんどウェストによる引用 (しかもわずか数行の) (212) の括りきである以上 (いや、それはきわめて恣意的に修正されていふ)、そう筆者は判断する⁽¹⁾。

小倉が「ウェスト……」よると、犯人たちが男のしゃについて劣等感を抱いてゐるところとはやはり明白です」 (39) と述べていた点は上にふれたが、それゆえ、「やはり」では「やはり」という言葉には意味がない。「やはり」というのは、前後の文脈上、プロンベルク、ハレックの研究結果でもそうだが、ウェストの研究でも同じく、という意味である。しかし前二者の研究の当否を自ら検証せず、後者のフィルターを通してかいま見た以上ではないとすれば、後者の結論の当否を逆に前二者によつて示唆するのは、論理的に詭譎である。⁽²⁾

マッカルドンの「防衛者」

ウェストの記述（239）からは、マッカルドン（1967）も類似した結論を示していると判断できる。彼もまた精神医学者であるが、その研究は反面では社会学的なものである。レイプ犯その他の犯罪者が収容されているカナダの三つの（女性の場合を含めると四つの）刑務所から三〇人を書類審査によって選び出し、レイプ、レイピストおよび被害者の社会的特質を精査しているが、ここで主要な関心はレイピストに向いている。

マッカルドンは、「[男根不全感に対する]防衛者」（defensive）とよびうるレイピスト像を提示したが、それはレイピストの半数におよぶという（54）。だが右の母集団からの対象者の選抜基準はまったく不明である。だから有罪者に「防衛者」が多いからといって、これが受刑者の、ましては一般的なレイピストの平均的なタイプと言えないのは、ウェストの場合と同様である。マッカルドンの調査では、被害者が、七九%は「見知らぬ人」によるレイプだったとしている点からも（42）、サンプリングの歪みは明らかであろう。

なおマッカルドン自身は、「防衛者」は攻撃によって男根不全感を補償しようとするが（55）、彼らにとってレイプは、「通常の関係においては得られないよう見える性的快感を得る方法であります」と述べて、彼らにひそむえ性的欲望を動因として論じている点は指摘しておく（54）。

フィツシャーらの〈不全性代償者〉

ウェストが他に類似した結論を出した研究として示唆したのは（239）、フィツ・シャーらのそれ（1971）である。

フィツシャーらは、レイピストについてまだ當時行なわれた」とない心理学的検証を行なつてゐる。これは「エドワード

「人格性向検査」(E.P.P.S)を用いたものであり、ウェストが言うように(239)、なるほどフィッシュヤーらが強姦を、「自らを弱く、不全的で依存的であると感じる男による敵意の表現」とみなしているのは確かである(F.183)。だが——マツカルドンなどと同様に——、そのことと性的欲望の存在とはまったく両立する(少なくとも性的欲望は排除されていない)、と言わなければならぬ。

それどころかE.P.P.Sの「性的異性志向(heterosexuality)」の数値でみると、レイピーストと一般男性との間にはかなり差があり(184)、ハリからはレイピーストの性的欲望の一般的な高さを推定できる^[3]。また犯行時には六九%が「未婚」だったという指摘はどう解すべきか(183,s.内山III-167)。後述のように、一般にレイプが性的欲望と無関係に発生すると説く論者は、レイピーストに固定的なパートナーがいることを証拠として提示することが多い(t.ウェスト1956)、フィッシュヤーらの研究からは、むしろ逆のレイピースト像が浮かび上がる(もちろん「未婚」だからといってパートナーがないという意味ではない)。また時に内縁関係を含む配偶者との葛藤によって男性性が傷つけられるとウェストは示唆するが(182)、ハリではそれさえあてはまらない。それだけに、ウェストの研究以上に、レイプを性的欲望と切り離すことは困難と考えられる。レイピーストの対象はカリフォルニアで有罪判決を受けたレイピースト100人であるが(183)、選択基準はハリでも不明である。

なお、他にウェストは、ゲーブハーデム(1965)の研究ならびにグットマン・ハーデム(Guttmacher et al.1962)の研究にも言及して、自説の補いとしているが(237-9)、残念ながら前者(ウェストを見るかぎり、これは比較的重要な研究に見える)はすでに絶版である上、国内の図書館でも見つけることができなかつた。

後者のそれは、強姦についてやはり簡単な言及があるだけで独自な調査は提示されていないが、ひとまごそいレイプは、「うつ積した性的衝動の爆発的表現」であるレイプ、ハリと同様にもともとセクシーシャルだがさほどそれが明瞭ではない「サ

「ディステイック・レイピスト」のそれ（い）のタイプのレイプを犯すレイピストの多くは女性に対する憎悪をもつてゐる、「掠奪と強奪に必死となる攻撃的・反社会的犯罪者」のそれ、とう三つのタイプに区分されている（G.116-7）。しかしウエストは、「傷つけられた男性性の代償行動」としてのレイプを、これらのいずれのタイプのレイプともうまく結びつけられない。「葛藤に悩む攻撃者」との関わりでグットマッハーを引く際には（239）、明らかにそのテキスト（G.117）を読み違えている。

第四節 アミルのサブカルチャー論とマッケラーの論争

アミルの社会学的理論（1971）

ウェストの研究が、裁判にかけられて有罪判決を受けたレイピスト（しかも治療施設に収容された）のみを対象とした（しかもわずか十二人）のに比べて、アミルは、一九五八年、六〇年の一年間に、カナダ・ベンシルヴェニア市警察が受理したケースのレイプ犯全体を対象にしている。対象としたレイプ犯の数も一二九一人と非常に多い（334）。もつとも四四五人は結局犯人として全くもしくははつきりとは特定されておらず（347）、したがつて彼らについてのデータは、犯行の純客観的な事情を示すものをのぞけば、他のデータと比べて信憑性に欠ける」とは付記しておく。

アミルは社会学者として、精神医学的アプローチの限界を自覚しつゝ、社会学的アプローチを採用する。その視野は社会学史全体に及んでおり、依然アンバランスな性格（理論的な部分の弱さ）をもつとはいへ、研究は緻密なものである。アミルでは、精神医学に見られる集中調査の長所を放棄した分だけ大量調査の長所が出ている。「強姦は衝動的な行為である」、

「強姦するのは見知らぬ男である」、「強姦は暗い小径で発生する」外での犯罪である」として、レイプの外的な発生状況、ならびに（加害者の内面に属するものであつても）一定の調査が可能な事柄に関するステロタイプに、明確に疑問をもつてゐる」とに成功してゐる。

だが、これは依然としてブラウンミラーが言う「警察調書 (police-blottter) レイブンス」 (Brownmiller 174) を対象にした調査にすぎず、これによつてどれだけレイプの実態が明らかにされたかは、やはり疑問である。まだレイプ犯に面談はせずに、警察資料だけに頼つたために、どうまでレイピストの主観的な動因が明らかにされたかには、さらに疑問がある（後述）。実際アミルは「レイプの原因についての研究はこの仕事の視野の外にある」と述べ、それは「犯罪者研究についての利用である心理学的データはないからである」と言わざるをえないでいる (8)。

たしかに、アミルは「動機」および「動機だけ」 (motivation) の概念にふれてゐる。けれども彼の研究が明らかにする動機だけは、社会学的役割理論によるものであつて、「人が【問題の状況を】……特殊な行為【レイプ】の遂行を呼びかけるものとして、象徴的に【=言葉によつて】定義づける】プロセス」と理解されてゐる (132)。そしてこの「言葉」は、レイプ犯が彼の帰属する社会集団から学ぶものであり、その言葉こそが「動機」とみなされるといすれば (Cressley 451-2)、結局いいで問題にされているのは個人における心理学的な動因ではなく、動因はあくまで社会集団の規範に還元されるとなる（もちろん、レイピストの主観的動因を明らかにする課題を別にすれば、これ自体有意味な研究ではある）。彼の主要な関心はレイプの遂行様態 (modus operandi) であつて (129)、心理学的な動因にはない。対象は現象の客観的特徴であつて、内的・主観的特質ではない (331)。

とはいえアミルは、社会学的なアプローチをとる」とで当事者の社会的諸特性を明らかにしつつ、ある社会集団——」——では社会的底辺階層、ことに黒人におけるそれ——の文化・性規範を問題にする」とど、レイピストを多く輩出する社会階層にみられる「男性性コンプレックス」(s.327-8)、もしくは「女性支配コンプレックス」(女性に対する攻撃的・搾取的行動を当然視する心理(s.336))とも呼びうる文化的特徴を摘出してはいる。アミルは精神病理学的な研究自体には批判的ではあるが(t.309)、この点において結局、精神病理学的研究の結論に近づく。

だがこのでも、結局は精神病理学者の場合と同様に、「素因」レベルの動因を指摘したにすぎない。黒人の底辺層のサブカルチャーにおいては、相対的に低い収入と家庭内における伝統的な母の強さ・父の周縁性という特徴があり、こうした状況下で、父ひいては男児は攻撃的・性的行動を価値基準とする、また家庭外では男の支配が強調される、等々と語られるが(328)、それによって当該サブカルチャーが与えるパーソナリティを人々は身につけるにすぎないであろう。たしかにこれは、精神病理学者が明らかにしたような、個々人に特有な個人的性格(とはいそれもおのずと一定の型に収斂したが)ではなく、一定の文化にもとづく一種の社会的性情である。けれども、個々人にとって、行動を統合し方向づける基本特性という意味において、両者に特別な差を見いだすことはできない。それらは行動の動因としては「素因」レベルにある。だから、依然としてレイプの動因となる他の要因を、つまり誘因と決定因とを探求しなければならない。

とはいって、例えばウエストが提示した「傷つけられた男性性」などと比べたとき、女性に対する攻撃的・性的行動という要素が、この素因自体のうちに(おそらく決定因の一部をなすものとして)統合されている点で、アミルの理論はよりよくレイプの発生機序を説明しているのは事実であろう。

けれども、依然として肝腎な点が忘れられている。おそらくアミルは、男性の性的欲望に対する視線が欠如しているためであろう。家族での父母の役割(328)や仲間集団の圧力(327)が問題化されても、(家族における)父に対し、また(仲間集団における)少年に対しても性的欲望を喚起し、彼らのセクシュアリティを構成するもうひとつのセクターである、より

広範な社会システムが、何ら問われず放置されてしまつてゐるのである。

アミルは確かに「セックスに関する価値システム」の重要性を指摘するのを忘れていない。中でも、「多かれ少なかれ、アメリカ社会におけるあらゆる社会階層およびエヌニック集団に普及していると想定できる」価値システムに、確かに論究してはいる(326)。けれども右の視点を欠くために、ここで扱われる価値システムは、公式的・楽観主義的な見方に立つて理解されている。言いかえれば、書かれているのはきれい事にすぎない。第二次大戦後の歴史を追えば、ひとまず「セックスに対するピューリタン的態度の拒否」や「セックスについての二重基準の排除」という側面が語られるにしても(326)、逆にピューリタン的態度の拒否の上に、女性身体の性化、女性の性的モノ化、女性支配の性化等が強められ、それを通じて新たな二重基準が作られ、かつ強化されてきたのである。そして現在では、はるかにあからさまな、枝葉を削ぎ落としてむき出しになつた男権主義的なセックス観・女性観が跳梁してゐる。アミルがこれらを見抜けなかつたのは時代の制約にもよろうが、現在ではこれを見落としたまま、単純にアミルの議論を承認するわけにはゆかない。

きれいごとの「セックスに関する価値システム」しか念頭においていないため、したがつてこれらを基本的に研究視野から除外しているため、結局アミルには、ある種のサブカルチャーにおける価値システムを問題化することしか道が残されていない。アミルではまるで、サブカルチャー下の家族や仲間集団は、おのずから、ある種の性規範(攻撃的なセックスと、女性に対する攻撃的・搾取的な態度を是認するそれ)を形成するかのように述べざるをえない。だが、いかに他とは区別されうるような、暴力に親和的な規範であろうと、サブカルチャーワークで固有に形成・発展させられると言うよりは、むしろ、より広範な価値システムが——それを直接に形成するのではないとしても——その特質を増幅させ、あるいはサブカルチャー固有の変容をうながす形で、影響を与えると言つべきである。さほどに、この広範な価値システムは今日強力である。

そして、当該サブカルチャーの構成員に対しても広く社会の構成員に対しても、この価値を伝達する媒体があるはずであ

る。そもそも、いかなるサブカルチャーであろうと、そこで規範化される性行動を、若者はもちろん大人ににさえ伝える、このより広範な媒体を想定せば、サブカルチャーにおける規範の継承さえ説明困難である。父や仲間集団の、女性に対する直接的な性的言動・性行動自体がその媒体でありうるとしても、より組織的に性規範を伝達する機能が、底辺層においてさえ想定されなければ、現代社会の認識としてははなはだしく不十分である。そして実は父や仲間集団さえ（とくに後者）、そうした媒体を通じて教化されると見なければならない。だいいち、こうしたサブカルチャーの家族や仲間集団も、より広範な文化と隔絶されて存在するのではない。

あらためて言うまでもなく、現代は非常にマス・メディアが発達した時代である。私たちの知識獲得・価値形成にとってほとんど決定的な疑似環境となつたメディアの影響を無視すれば、現代社会の特質をはなはだしく軽視することになる。例えば今日の日本では、男性が性交についての知識を得たのは「雑誌などのメディアから」が三七%、「友人から」が四八%と報告されているが（男性と潤滑を離れる会28）、「友人」も結局のところ主に雑誌等のメディアから情報を得ているとすれば（友人の先に友人がいようと結局はメディアに行き着く）、ほとんど八五%に達する人々は性交についての情報を、メディアによって得てことになる。黒人サブカルチャーと言つても、メディアによつて影響を受ける点は、本質的にはこれと大差はない言わなければならない。

そしてこのメディアの影響と黒人サブカルチャーとが共鳴しあうことと、黒人社会におけるレイプ発生率の統計的な高さをもたらしていると想定できる。とはいへ、他のサブカルチャー、あるいは今日のそれぞれの社会の支配的文化（main culture）において、レイプをはじめとする性的侵害が頻発している事実もまた否定することはできない。そしてこのメディアの影響は、黒人サブカルチャーだけではなく、社会全体を覆つていているという点で、それぞれにおけるレイプの共原因となつていてると想定できるのである。

そして多様なメディアのうち、「セックスに関する価値システム」の暗示的な形成を促すのがメディアが立脚するジエン

ダー視線であり、明示的な形成を促すのがセクソグラフィ（杉田36）である。だが、ジェンダー階層制を排したセクソグラフィの制作・普及と比べたとき、ジェンダー階層制をむしろ前提しそれを強めるセクソグラフィ、つまりボルノグラフィの影響は、今日の資本主義経済下にあつて圧倒的である。それは若者に、いや一般の大人にさえ、女性の「女体」へのおどしめ、女性の性的モノ化、女性への性的—暴力的アクセス法を学習させ、女性に対する権力的・暴力的関係をエロチックであるとするイデオロギーをふりまく。しかも単にそれを四角四面に教えるのではなく、それらに対して強い欲望を喚起しながらふりまくのである。それは単に支配願望を男性に喚起するだけではなく、同時に強い性的欲望を喚起する。支配願望さえ、性的欲望と分かちがたく結びつけられている。こうしたボルノの力が作る「セックスに関わる価値システム」が、暴力に許容的なサブカルチャー（もしくはメインカルチャー）と融合することで、現実の性的暴力が惹起されるのである。こうしたボルノの力を考慮することなしに、単純にある種のサブカルチャーにおける性行動の価値基準だけに、問題を限定することはとうていできない。

アミルが黒人サブカルチャーの性行動の価値基準にまで言及しながら、論究がそことどまるのは、アミルにおいてさえ、レイプを性的な動機に発すると見る根強い傾向が共有されているからに他ならない。⁽¹⁾しかし、黒人サブカルチャーにおける家族関係、仲間集団に共有される性的価値基準を精査したなら、それらにさえ影響を与えると同時に、それらと共鳴しあうことで暴力性を高める、より広範な「セックスに関わる価値システム」に、またそれを形成させる広範な媒体（ボルノ）に目が向いたはずなのである。

そして視線は、買売春のシステムにも向いたであろう。買売春もまた、「セックスに関わる価値システム」形成の上に、しかもしれを当事者に身体化させ血肉化させるのに、大きな力をもつのは確実だからである（杉田613）。

「欲求不満理論」に対するアミルの批判

一方アミルは、（誤つて精神医学的アプローチによるものと理解されているが）「性的欲求不満の理論」、すなわちレイプを性的欲望により発生するとみなす伝統的な理論に対しても、明確に批判的な姿勢を示している（320-2）。論点はきわめて大雑把だが、たしかに筆者の議論に關係する重要な論点にふれられているため、これを検討しておくことにする。⁽²⁾

第一に、とくに下層の少年層は性的はけ口を奪われていないという（321）。だが、そうした事実ゆえに彼らが性的欲望をもつて強姦を遂行しないという結論は導かれ得ない。一般に「欲求不満理論」に対する批判者は、レイピストに一定のパートナーがいること（それが妻であれ恋人であれ）を強調する傾向があるが（ルウェスト 1956:238）、それが根拠とならないのとまったく同じである。いずれも、結婚した男女は「婚外交渉」をしない、という命題と同様に何ら根拠がない。あるいはパートナーがいる男性は買春をしないという命題と同様に、根拠がない。

パートナーがいれば性的欲望が完全に満たされると思うのは迷妄である。満たされる場合がありうるとしても、逆に満足がさらなる満足への欲望をもたらすことがある。消費社会にはたらくメカニズムと同様に、欲望の満足は新たな欲望の発生の条件でありうる。つまり、もたんがためにもたんとする欲求が発生しそる。パートナーがいても欲求が満たされなければ、他にはけ口を求める行動が生まれる可能性は、より大きいだろう。もちろんこれらが直ちにレイプの原因になるのではないとしても、少なくともパートナーの有無と動因としての性的欲望の存在とは、原理的に關係がないのは明らかである。

第二にアミルは、欲求不満理論は「攻撃のモードを定義する規範」という要因を看過する（321）ところ。言い換えれば、ある種の社会的な文化においては、その独自の規範ゆえに「攻撃性」が少年たちに期待されるというのである。だが、そもそもアミルがサブカルチャーの規範のみに視野を限定するという誤りを犯していることは、上述のとおりである。むしろ、性的欲望をレイプの動因としてはつきりと想定できるからこそ、より広範なマインカルチャーの規範のシステム（先にアミ

ルにしたがつて「セックスに関する価値システム」と呼んだもの）に目が向くのである。

第三にアミルは、「欲求不満理論」は（感情）転移の概念の利用に失敗し、征服や支配等を目的としたレイプを看過すると言張するが（321）、筆者は男性のセクシュアリティが、非常にしばしば女性への支配・統制を内在化させたものとして社会的に構成されるという事実を、はつきりとふまえている（杉田733）。それは、前記の「セックスに関する価値システム」の現代社会における影響力の大きさは、といつてい無視できないからである。だから、しばしば性的欲望の満足と、女性に対する支配・統制とが不可分に結びついている事実を看過してはいられない。男性のセクシュアリティは、単純な性的欲望の規定要因でも、単純な女性への支配・統制をめざした規定要因でもなく（後者ならばそれは単なるパーソナリティと区別されないだろう）、その両者が不可分に合体した構成体なのである。

欲求不満理論によつては「征服や支配を目的としたレイプ」の説明がなしえないと考へるのは、アミル自身が、「セックスに関する価値システム」のもつ意義を過小評価する伝統から、身を引き離すことができないからである。性的欲望にもとづく行動は、多かれ少なかれ、女性に対する支配や統制と結びついている。「男女平等主義的セクシュアリティ」（杉田9）の持ち主においてさて、今日の価値システムの影響下で社会化した以上、油断の刹那には男権主義的でありうる。

最後に、「欲求不満理論」は疫学的な側面を、具体的には、なぜ同じ地域——すでに示唆したように黒人の底辺層の居住地域——にいる犯罪者が同じ犯罪を犯す傾向があるのかを、説明し得ないと言われる（322）。伝統的な欲求不満理論が、そうした限界をもつのはたしかである。それ故、前項で示唆したように、サブカルチャー分析を含む社会文化的な視点を、「欲求不満理論」の本質的な部分に理論的に統合する」とは重要であろう。これは、国民的レベルでのレイプ発生率の相違などを考慮した場合には、不可欠的な課題であろう。

マッケラーの『レイプ—餌と罠』(McKeller 1975 = マッケラー 1976)⁽³⁾は、アミルの研究を素材にレイプの実態を明らかにする努力をした著作である。日本では、ウェストの研究書、後述のベイネケの本とともにこれが訳されたが、全体として主張に類似性があるために、この本の影響は小さくない。しかもこれは、アミルが多くの頁を使わなかつた「レイプ神話」を主題化し、これを解体することを主眼に記述されている。実際、「強姦するのは見知らぬ男である」、「強姦は暗い小道で発生する戸外の犯罪である」、「強姦は衝動的な行為である」といつた思いこみは根拠のない神話であると、アミルもとづいて主張したのはおそらく正しいであろう（前出）。そのかぎり（また他に豊富な暗示に満ちている）、私はマッケラーの仕事を高く評価するものである。

けれども、「性的欲求不満が強姦の原因である」という神話をも、他の神話と同じくアミルの研究を元に虚構であると主張したことには、実は何の根拠もない。上記のように、アミルの研究は社会学的ものであつて、心理学的・精神医学的なものではない以上——ただしアミルは、いわば強姦に適合的なサブカルチャーを指摘することで、精神医学的視点の力点を若干ずらすことには成功した——、レイプ犯の動機解明には、ほとんど寄与するところがないのである。「要約と結論」と題した最終章でレイプに関する十二の神話が言及されている（336-7）。しかしこれらは、それ以前の本論で社会学的立場から論じてきた内容のまとめにすぎない。当然そこでは、動機などという内的・主観的原因に関する事柄は一切ふれられていない。マッケラーは「序」の冒頭でこれら十二の神話についてふれることで、自ら論じた九つの神話の虚構性はアミルが「統計学的に」明らかにしたという印象を与えていた（5）、問題の神話に関するかぎり、これはやはり何ら根拠がない。実際この神話に関する記述を見ても（219）、アミルの社会学的・統計学的研究は、何ら典拠とされていない。にもかかわらず、なぜ「性的欲求不満が強姦の原因である」という神話は虚構であるという主張が出てくるのか、たへん

不可解である。たしかにマッケラー自身は、「数々の神話の誤りを例証するために用いられたさまざまの実例」を、単にアミルの上掲研究書——『レイプのパターン』*Patterns in Forceable Rape*⁽⁴⁾——から得ただけではなく、「博士〔アミル〕がその後、西海岸地域で行なつた数百名の被害者へのインタビュー」から、もしくは「マリン婦女暴行センターの被害者弁護士として私が知つた女性たち」から得られた、と記している(67)。けれども、これらの証言から問題の神話を虚構として覆す十分な証拠を得るのは、非常に困難である。なぜなら、これらはいずれも被害者から得た情報であるにすぎず、とすればその口からレイピストの動機まで知ることそれ自体が、原理的に困難と言わざるをえないからである。

たしかに、レイピストが強姦時にあまり性的享楽を得ていなかつたようだと、被害者が推し量ることはできる。しかしそれでは決定的な情報不足である。1)では、「うらをとる」作業は一切行なわれていない。それにそもそも前述のように、性的享楽を得たかどうかと性的欲望が動機となつてゐるかどうかは、全く無関係の事柄である。レイプにおいてレイプ犯が性的享楽を得なかつたとしても、それが性的欲望を動機としなかつたという結論は、決して導かれないのである。

たしかにマッケラーは、加害者とも接触しているようである。だが、マッケラーが強姦の動因から性的欲望を取りのぞくのにあげえた根拠は、強姦犯に強姦の動機を尋ねたところ、「多くの男たちが、なぜだか分からない」(22)と答えたといふにすぎない。けれどもこれは、性的欲望が動機だつたとしても十分に成り立つ理由であろう。「彼らの多くは、別の、比較的容易な方法で、性的欲求を満たす」とができる男たちだった」(22)、「大部分の黒人男性は好きなだけセックスを楽しめ」(23)といふのも、強姦を性的欲望と無関係とする理由としては意味がないことは、再三記した通りである。性的欲望の満足は常に同質であり、ある対象によつて満たされれば新たに別の対象によつて喚起される」のがない、という前提には何ら根拠がない。

結局、黒人加害者の数人は、「彼らが強姦したのは性的欲求からではないと指摘して（いる）」(23)「いふ」だけが、ほとんど唯一の理由のようである。そこからマッケラーはただちに、「性的欲求不満が……強姦の理由ではない云々」と結論

してしまつのである（23）。

マッケラーの抽象的・演繹的な説明にもまた問題が多い。マッケラーは言つ。泳いだりレースに行ひたりする」とやえ「性的に導かれているかもしない」、殺人・暴行・窃盗・放火などにも「性的要因がかくされてゐる」、「逆に言えば、性行為は性的解放感を味わうためばかりか、復讐その他の間接的目的をはたすためにも行なわれる」と（26）。いわゆる最初にフロイトなみにあらゆるものに過剰に性的意味をこね、返す刀で強姦から性的意味を抜き取つてゐる。なぜそんなことになつたのか。

前半は、多様な諸行為の動因の一つに「性的欲望」がありうることとの主張である（その是非は問題だがいまはおく）。しかし後半は「性行為」について語つてゐる。もつともそれは、性器に対する攻撃といふ、なるほどある意味で「性的」な行動のことだが、いずれにせよそりでは前半で問題とされた性的欲望があるかどうかが問題にされているのではない。しかし、前半から論理的に導かれるのは性的欲望についての命題であるはずである。だから——マッケラーの言つようによれば「逆に言えば」——前半から合理的に導かれる命題は、「性的欲望は……復讐その他の間接的目的をはたすためにも一定の役割をはたしている」ということだしかない。つまり、前半からでてくる結論は従来のレイプ観（これはいえ「性欲の過剰から」というのではなく「性的欲望」がレイプの大元にあるとする理解、しかも性的欲望の背景に多様な動因をも認めるそれ）の追認であつても、その逆転などではござれかもないのである。

ひよつとするとマッケラーは、泳ぎ・レース見物その他が本来の目的以外に他の要因をもつように、性行為・レイプも他の要因をもつと、単純に言いたいのかもしない（実際前者では「他の要因」が性的要因であり、後者では「本来の目的」が性的要因であるが故に、「逆に言えば」という言葉が出てくるのであろう）。もちろん前者が根拠になるとは思えないが、いづれにせよ今度はこうした推論を行なつたとたんに、自らの立脚点を掘りくずす結果になる。マッケラーはレイプに「本来の目的」を認めず、「他の要因」のみを主張してきたからである。だから、この場合でもマッケラーの推論から出でく

るのは、従来の「レイプ観」（同上）の追認でしかないものである。

第五節 グロスの「アハガーレイプ」「パワーレイプ」論

ベイネケの解説

わが国ではベイネケ（Bencke 1982=ベイケネ 1988）の著書が訳されて読まれた結果、多くの情報はこれに基づいているように見える。上野が依拠しているのも、小倉をのぞけばこれである。

だがベイネケ自身は、基本的着想においてグロスに依拠し（345-65）、ジャーナリストとしてこの本を書いたのであって、レイプならびにレイピストについて特別な研究・調査を行なつたのではない。新味があるとすれば、「関係者」の少なくない証言を集めると同時に、アメリカ語の日常表現における、おどろおどろしいほどの性的含みを、分析したことであろうが、従来のアメリカでのレイプ研究と対比すると他に独自性はない（あつとも日本国内でもつた意義はおのずと別である）。

さて問題は、（）でも、レイプの本質について——それは「暴力犯罪であり、性とはほとんど関係がない」という見解と、「男女の間でふつうに演じられる性の役割分担や性的行動の延長にすぎない」という見解との対立を踏まえた上で——、レイピストは「『性的欲求』を満たすためにレイプに及んだことはめったにない」というのは事実のようである」とベイネケが論じている点である（27）。彼がその後に、セックスとレイプの連續性を認めて、セックスの内に男権主義的特質を見ている点は評価できると思われるが（マッキンノン、ドウオーキンらの仕事を想起されよ）、そもそもレイプはもちろんセックスさえも、単純に「性的欲望」と無関係であるかのように結論づけることには根拠がない。この方向づけは、実はグロスの影

響による。⁽¹⁾

ただしこれが重要なことは、ベイネケは自らの論述の限界をはつきりと自覚しているのである。レイピストが、「性的欲求」を満たすためにレイプに及んだことはめつたにないというのは事実のようである」と述べる際、彼ははつきりと、「少なくとも、結局投獄されて調査の対象になつた者たちは」と記すのを忘れていない（27）。

だがその点の配慮は十分ではなかつたようと思われる。そのためか、あたかもこれがレイピスト一般の真実であると、米国のレイプ・レイピスト研究が結論づけたかのように誤解されるきっかけを与えてしまつたようと思われる。その影響がもつとも顕著に現われたのは、上野の言説であろう。上野はこの限界をまったく無視したまま、あたかもベイネケは定冠詞つきでレイピストについて何事かを述べたかのように理解している（上にレイプに関する上野の最近の発言をとりあげたが、それらはすべてベイネケを論拠としてあげている）⁽²⁾。

なお、日常のセックスさえ、女性に対する支配・統制といった意味がこめられているという事実——少なくとも、ベイネケが分析したようにそれが言語表現に顕著に現われるという事実——と、セックスが女性に対する支配・統制を目的としてなされる（さらにはセックスに性的意味がない）といふこととは、断じて同じではない。私は拙著でベイネケのこの日常語分析に言及したが（24）、前者の含意以上を認めたわけではないことは注記しておく。

グロスの研究

上記のようじ、ベイネケが依拠したのがグロスの研究（1979）である。グロスは、それまでレイプ研究に見られる多様なタイプ論（S.Russell 103）を一掃し、「アンガーレイプ」「パワーレイプ」という、二つのタイプに単純化した（他に「サディスティック・レイプ」も論じてゐるが（44）、この規定自体は従来から見られる）。その結果グロスは、レイプは「第一次

的に非性的である」、動機は「性的である以上に報復的・補償的である」、レイプは「擬似性的な行為である」(2) という、驚くべき結論を導きだしたのである。これによつて、従来のレイプ研究におけるバイアスのかかった方向性、すなわち強姦の「脱性化」(desexualization) が、むしろ徹底的に推し進められた点で、おおいに問題とされなければならない。前者のタイプ論はしばらくおき、後者の結論に關わつてまず問題点を指摘しておく。多様な研究を検討してきた現段階では、これを指摘するのは比較的容易である。

グロスの問題点

第一、またしても基本的な問題点は、グロスの研究が非ランダム・サンプルによつていることである。公平に言えば、グロスの対象者は、ウエストなどに比べるとはるかに広範にわたつてゐる。それは、アミルの場合と同様に、単に警察に届け出られただけのケースから、監獄に送られもしくは精神病院に送られたケースまでを含んでいる (xi-xiii)。とはいへ、これらが非ランダム・サンプルである点は変わらない。しかも、以下に述べる諸実例を含めて、結局はウエストの対象者に近い重罪犯を主に対象としている。

この点がフェミニストによつて問題視されてきた。要するにグロスの研究は、「物を盗む人はだれでも情緒的に病氣であると仮定し、精神病質性 (psychotic) の泥棒を研究することでのみそれを証明する」ようなものだ、というのである (Russell 109)。実際、警察にそれとして認知されていないレイピストを対象にした研究では、グロス説 (即ちレイプは擬似性的な行為である) とは恐ろしく異なる結論が導き出されている。スミシーマン (Smithyman) によれば、そうしたレイピストの「八四%……はレイプの理由を、單にもしくは部分的に、性的欲望に帰した」というのである (Russell 109)。

グロス自身、実は彼が調査したレイピストが「レイプを犯した全男性のランダム・サンプルになつてゐるかどうかを決定

する手立てはない」(xiii) ふ認めるかをえない。いな、「手立てはない」のではなく、それはあさらかにランダム・サンプルではない。直後に、「[対象は]直接的あるいは間接的に刑事裁判および精神衛生に關わる機関の注意をひいた犯罪者であり、法執行に關わる公務員と社会サービスの供給者とによつてある効果的な方法で扱われると期待される犯罪者のうちでは、代表的である」などといふ苦しい説明を記しているが(xiii)、これもやはり、事実上自らの結論の限界性を認めたものである。

第二、「むろん、これが非ランダム・サンプルを用いた限定的な研究である」とが自覚されたんじゆ、その範囲でも問題を指摘せざるをえなし。

グロスには、対象となつたレイピストへのこの批判的まなざしが欠けてゐる。言い換れば、テキストへのこの批判がない。レイピストもまた、あらゆる犯罪者と同様に己れの行動を合理化しようとする傾向を持つが、それが何ら考慮されていなかよへん兎もあるのである。弓毛合にに出された証言を見てみると、そもそもこれはレイピストの所業とまつたく思えない(38-9)。かつて東京で起きた「コンクリートめ強姦殺人事件」で、輪姦され続けた少女について加害者の一人が述べたのと同じように(横川他184,201)、レイピストはまるで、被害者と完全に合意づくのセックスをしただけであるかのように発言している(38-40)。ソノにはレイピスト自身による自己合理化が強く作用してゐるように思われる。

問題は、レイピストが重要な事實を隠してゐる可能性があらへりである。例えば青年デレクは、「[被害者の]服を引き裂いて、次にレイプした」(22) とだけ語つてゐるが、被害者は、デレクはレイプしようとしたが勃起できなかつたために、まず被害者にフェラチオを要求し、彼女が思わず拒否したら無理にフェラチオを強い、その後で自らマスターべーションをして初めて勃起できたと証言しているが(23)、トレクはりの点については一切述べていない。また怒りを覚えた女性に対しても性的欲望を抱いたりと(後述のようにそれは状況証拠から十分に推察できる)にもふれていない。レスラーの分析を参考にすれば(82-3,100-2) 被害者の女性を襲う前にレイプの空想をすると同時に、少なくとも、機会があればレイプをするだ

らうという自覚があつた可能性が高いが、その点も全く述べていない（これには、臨床スタッフの口を通して裁判に不利な言質がとられる）とを防ぐ意図があつたと筆者は考える）。

グロスはこれらの点については、何ら立ち入った考察も調査もしていないが、一方で加害者が性的欲求にもとづいて犯行に及んだと述べても、それは一蹴してしまうのである（28）。

第三、「レイプに性的欲望がからまない根拠として、グロスが積極的に上げる理由も、非常に問題が多い。

グロスは、接触したレイピストの「三分の一は、レイプした時期に結婚していく、妻と性的に交渉があつた」、独身・離婚後のレイピストさえ「多数は、他の人たちと満足のゆくいろいろな性関係を熱心に求めていた」等と書いているが（5,s.28）、それはレイプに性的な要因が含まれないことを毫も意味しない」とは、すでにくり返し論じたとおりである。それどころか、例えば戦時強姦の場合、一般に性体験のある人物ほど犯行に走りやすい」とは、中国侵略の過程で日本軍兵士の間にいたるところで見られたといふことは、知つておいてよい。

第四、「またグロスは、レイピストがレイプの際に性的満足を得られなかつたケースがあることをもつて、レイプは「疑似性的な行為である」と示唆している（15,26-7）。けれどもそれもまた、レイプが性的欲望と無関係に行なわれたことを示す証拠には全くならないであろう。だいいち、予期された快楽と実感された快楽（無快楽も含め）は同じではない。予期された快楽が動機（決定因）となるのであって、実感された（あるいはされなかつた）快楽によつて動機は推し測れない。

もちろん、後者から前者を推し測ることはできない。快楽が予期されなかつたから快楽の実感がなかつたということがありうるとしても、逆に快楽の予期が大きすぎたからこそ快楽の実感がないということも十分ありうるからである。

人間の想像力は、ふつう現実よりはるかに「豊か」なものである。しかもレイプの空想においては、完全にレイピストの自由が發揮される。被害者の嫌悪も抵抗もその場の状況もレイピストの観点から意味づけられ、自由に操作され構成される。だが、現実はそうした構成をゆるさぬ不確実性を常にともなう。だから、レイプによって性的満足を得られないことがあつ

ても、ある意味でこれは当然である。おまけに、手による自在な圧力の変化やペニスの各部分への自在な刺激の可能性と比べたとき、要するに自慰と比べたとき、膣による刺激は男の性感にとつてあいまいな感覺を与えるにどどまる。とすれば、レイプによつて性的満足を得られないことがあつても、これまた当然なのである。しかもふつうレイプは、ある限られた時間に、特別の場所で、他人の目を盗んで行なわれるものである。ことに他人による目撃を恐れるとき（これを恐れないレイピストは普通はない）、犯行が性的満足に結びつかないことがあつたとしても当然ではないか。またレイプの際、レイピストは非常な興奮状態にあることが多い。そうしたときは感覚は鈍感し（もしくは時に鋭敏になりすぎ）、刺激を感じられないことが多いのである。

第五、グロスはまた、レイピストがレイプの際に勃起しないことがある点を（14）、レイプが性的欲望と無関係であるとの証左と見てゐる。しかしそれさえ、合理的な根拠にはならない。精神の状態によつては、性行為を欲するパートナーといひ対してさえ勃起が起きない場合があることを思えば、レイプの際にペニスの勃起が起きないことがあつても不思議ではなかろう。特にそれが、他人の目をおそれなければならぬ状況下での犯行の場合なら、その蓋然性はけして低くないであろう。また警察に逮捕されること恐れ、あるいは犯罪であるという懸念が心にさせば、勃起が起きない場合はありえようし、レイピストが若い場合には緊張のために勃起にいたらないこともありうる。

なお、事前の飲酒等が勃起の成否に影響を与えてゐるケースもありうることも、念頭におかれなければならない（後述）。

第六、グロスはまた「老女」さえレイプされることがあるからといって、レイプが性的欲望と無関係であると述べている（s.170）。けれども、実際の「老女」に対するレイプはまれである（s.福島212,Amit52）。それは、レイプが性的欲望と切れない関係にあることを、逆に示している。むろん一部には、「老女」に対する強い性的欲望の所有者がたしかにいる。インターネットでそつした女性の身体およびセッククスの描写が、休みなく流されているのをみても、それはよく分かる。そのかぎり、「老女」を犯すレイピストさえ、その動機は完全に非性的なのではなく、一方たしかに性的欲望が混在していると

言わなければならぬ (S.Groth 167)。

第七、グロス自身が有する個人的な信念もまた、理論形成に影響を与えている。レイプを性的なものと見なすと、結局、女性の「性的挑発」が問題化され、標的となつた女性に責任を負わせる」とになる（だからレイプを性的とみなさない）、とグロスは言うのである (2; s.7,164)。だが、これ自体すでに根拠のない「レイプ神話」と言うべきではないであろうか。標的となつた女性に責任を負わせたくないという善意から発するものであれ、そのために正確な認識がゆがめられている（レイプに性的な動機を見る）ことは、女性に責任を転嫁することでは少しもない）。それどころか、レイプの性的欲望を覆い隠し不可視にしてしまう結果、けつきょく女性に不利益をもたらす結果になつてゐる。性的欲望に理由を見る）とは、他者に責任転嫁すること（9）とは異なるのである。

「アンガーレイプ」の問題

さて、グロスにおける周知の「アンガーレイプ」、「パワーレイプ」という強姦のタイプ分けもまた、多くの問題をはらんでいる。

まず、「アンガーレイプ」と呼びうるレイプの規定は、それまでのレイプ研究において目立つた形では提出されず、ともに「攻撃的・反社会的犯罪者」のレイプ (Guttmacher et al.117)、「爆発的タイプ」 (Gebhard et al.,¹¹s.Russell 104)、「心理病質的 (psychopathic) レイプ」のレイプ (Rada,¹⁵s.Russell 106) 等と不明確に呼ばれてきたものと、部分的に重なりあう。しかし、「アンガーレイプ」という形で怒り・激怒の要素を明確に取り出したのは、これが初めてのようである。

さて、怒りに発するケースがあることは、たしかに注目すべき知見であると思える。ある女性に敵意や怒りをもつとか、それを表現する仕方は多様であるが、しかし結局個人としては力（敵意や怒りの表現媒体として）の相違は相対的なもの

にすぎない。しかし個人間の関係を男女の関係（その肉体の差）におきかえることで、越えがたい力を見せつけ、男と女の固定的・不变的関係、絶対的権力関係——これはむろんレイプ犯の意識内のことである——を思い知らせようとする意識は、たしかにありうるようと思われる。またグロスがあげた青年デレクの例のように（17-24）、特定の女性に対する怒りを女性一般に向け、年格好の似た見ず知らずの女性を襲うレイピストのケースもありうるに違いない。私もそうした願望を頭著に見せた男の例を直接に知っている（幸いその願望は実現されなかつた）。

とはいゝ、こうした場合でさえレイプは性的欲望と無関係とは必ずしも言うことはできない。怒りに主導されたとしても（突發的・激発的なものを別とすれば）、一方で強姦をセクシャルとみなす感覚が一般にこれを勢いづけるのは明らかと言わなければならない。この感覚があつてはじめて、怒りをレイプの形に変形できるのである。なぜなら、それなしに性器に直接的な攻撃をかけることは、一般には不快度が高く、けして容易なことではないからである。

一般に、人の性器を見るに私たちは嫌悪感を抱くものである。男性が女性の性器を見る場合でも同様である。それは性器が一面では消化器系の末端に位置する排泄器官もしくはそれに隣接した器官だからであろうし、また多面ではそれ自体一般に隠すものとして羞恥視され、私たちもそのようなものとして性器を文化的に意味づけている（それは感覚にまで及ぶ）からでもあろう。また形態的にも、それは美しいとはとうてい言えない。いかに怒りの感情が背後にあろうと、それは容易に見られるものではない。ことに怒りの対象として相手を侮蔑視（したがつて劣等視）する感情が伴うときは、よけいそうである。まして、自らの力によって衣服をはぎ、それを無理やりあらわにできるものではない。

だが例外があるとすれば、それは性器を性的欲望をもつて見る場合であろう（この場合でも女性が男性の性器を見ることに一般に欲望を抱くかどうかは疑問である）。その場合にはむしろ、ちゅうちょなく人（男性）は相手の性器をあらわにできることだろう。「アンガーレイプ」なるものが仮にあるとしても、それがありうるのは、ふつうはこうした欲望が伴うからである（その場合には、これはグロスが言う意味での眞性のアンガーレイプではない）。

もちろん激情にかられて、あるいは時に非常に沈着な判断のもとに、相手を最も無力な状態におく手立てとして性器をあらわにしてしまおうという欲望が働くことがありうることを、否定するつもりはない（ナチがユダヤ人を強制収容所に入れ際の手法を用いた）。だから極限のケースとして、純然たる（性的欲望を伴わない）アンガーレイプはありうると考えうるが、しかし一般にアンガーレイプと見られるものは、結局性的欲望の伴つたものと判断せざるをえない。

私は、アンガーレイプの欲望をあらわにしたある男のケースを知っていると書いた。その男もまた、日常の言動を見るかぎり、明確に女性身体に対する性的欲望をもつ人物であった。そしてそれを、ふだんに隠せない人物であった。この男が、そうした性的欲望と全く無関係に、怒りだけに導かれてレイプを空想したとは、とうてい考へることはできない。

デレクの例

グロスが代表例として詳しく紹介したデレクの例にしても、性的欲望が伴わないアンガーレイプの実例とは受け取りがたい。

デレクは大学で女性教師の講義に非常な怒りを覚えたと述べているが、この女性教師を「尼さんをのぞけば〔大学で〕出会ったたった一人の女の教師」として性的欲望の対象と見ていたことが、その発言からかいまみられる。こうデレクは述べる。「あんた〔インタビュアー〕だって尼さんたちが女だなんてあんまり考えないだろう」(22)、と。それゆえ、怒りに燃えて講義室を出たあと、その怒りによるストレスを解こうと（あるいはひょっとしてすでに抱いていたレイプ空想を抑えようか？）酒を飲んでいる間に、この女性教師に対する、おそらく性的欲望の入り混じったレイプを、しかもおそらく実際にデレクがしたように駐車場のような人気のない場所で襲うレイプを空想した（もしくは空想を持続させた）ことは、ほぼ確實であろう。二〇代半ばで大学に入る前、「海兵隊員の頃は四文字語しか知らなかつた」(21)と言ふ青年が、唯一の女性教

師である相手を、性的欲望の対象として、あるいは少なくとも性的関心から見なかつたという」とは、非常に考えがたい」とである。

また犯行時デレクのベニスが勃起しなかつたのは、そのレイプがアンガーレイプだったからとグロスは示唆するが(514)、むしろ勃起しなかつたのは彼の泥酔のせいである。実際デレクの飲酒の量はかなりのものだつたと想像できる(「地下鉄に実際に乗つたかどうか覚えていない」(22))。だから、標的となつた女性をレイプしようとした際にベニスが勃起しなかつたのは、単なる怒りだけが理由であるとはかぎらない。女性に強いたフェラチオと自慰によらなければベニス勃起させることができるなかつたのも、またレイプによって射精できなかつたのも(23)、半ばはアルコールのせいであろう。

それ故、典型的と見られたデレクのケースさえ、少なくとも真性のアンガーレイプかどうかは疑わしい。むしろ、女性に対する怒りを爆発させた側面があつたにせよ、一方で性的欲望の存在は否定しがたいように思われる。

かくて、グロスが規定する意味での「アンガーレイプ」は、結局は抽象化されたモデルであつてそれ以上とは考えにくい。性的欲望を完全に排除したアンガーレイプは確かにありうると思われるが、しかしそれは(激しい怒りの伴う)特殊な場合と言わざるをえない。グロスが一切の性的欲望を排除して、レイプは「第一次的に非性的である」、「擬似性的な行為である」(2)とまで結論したのは、牽強付会と言わざるをえない。

なお小倉は、性的欲望が伴わなくとも「怒り」を「性器への暴行」に変形できるのは、「人間にとつて、性器を利用する」とがもつともきつく人間の深みまで攻撃できる手段であるから」と書いているが(41)、しかし、そうやすやすと「もつともきつく……〔相手の〕深みまで攻撃」する必要にかられるような事態が生ずるとは、一般的には想定しにくい。グロスによれば、アンガーレイプはレイプ全体の約四〇%を占めるというが(58)、それほどの数が発生しているとするなら、それは畢竟、性的欲望を伴つたレイプをも「アンガーレイプ」とみなしているからに他なるまい。

「性器への侮辱は最大の侮辱となる」という小倉の理解は（58）、おそらく正しいであろう。確かに深みまで攻撃された結果、被害者は非常な屈辱を感じるのが普通である。けれども、そのことと、屈辱を与える目的でレイプをしかけることとは、全く別のことなのである。

「パワーレイプ」の問題

では、「パワーレイプ」はどうであろうか。

グロスによれば、「パワーレイプ」においては、目的は——犠牲者をおとしめ・はずかしめることではなく——犠牲者の性（sexuality）の所有・支配であり、占領であり統制であるという。そしてそれは、己れの（男らしさの）不全感を補償するための手段になるというのである。（25）（もつともグロスで扱われたレイピストは、ウエストの場合ほどに）の「不全感」を強くもつてゐるとは考えがたいように見える。

だがこれは、特別な範疇のレイプと、女性支配の要素を含む点でレイプ一般の特質をよく示している。しかし、そうしたレイプが疑似性的であるとみなす点で、完全にまちがっている。

レイプはたしかに、女性の性の支配であり所有である。力にもとづく、むきだしの支配であり所有である。だがレイプは、その單なる支配・所有なのではなく、セクシャル（性的）でありエロチックな支配・所有なのである。レイピストにとっては（また男権主義的セクシュアリティを有する男にとっても。以下同じ）、女性の身体と同様に、女性の性の支配はそれ自体セクシャルであり、権力も暴力もセクシャルである。つまりそれは、多かれ少なかれ一定の性的興奮とむすびついている。こうした特質と別に、女性のセクシュアリティに対する单なる支配・所有欲求を、レイピストがもつのではない。逆に言えば、レイピストにとっては、セクシャルでありエロチックな要求のうちに、しばしばすでに支配願望が埋めこま

れている。女性の身体は確かにセクシャルだが、普通はそれへの一定の働きかけ（さわる、もてあそぶ、性交する）がセクシャルであり、その働きかけは事実上思い通りの働きかけである。その意味で、レイプは性的欲望の実現であるばかりか、支配欲求の実現でもありうる。

とはいって、これは即目的（an sich）にであつて、からなげしも対目的（für sich）にではない。つまり、レイピストがレイプをそのようなものとして理解し、自覚しているとはかぎらない。普通レイピストにとっては、レイプに伴う性的興奮は性交（もしくは暴力的性交）のファンタジーに直接に結びついたものであつて、支配や所有という観念は第二義的なものでしかない。

レイプ——真性のアンガーレイプを別にすれば——は、レイピストには（そして男権主義的セクシュアリティを有する者には通常の性交さえ）多かれ少なかれ女性の性の支配や所有を感じさせるであろう（もつともその実感は、犯行の状況、レイピストの心身の状況その他によって、かなり差がある）。けれどもそれは、レイピストが女性の性の支配や所有を目的として、レイプに及ぶということを意味するのではない。女性の性の支配・所有がそれ自体性的であり、性的興奮をもたらすから（必ずしも性的快楽をもたらすとは言えないにせよ）、レイプに及ぶのである。レイプは女性セクシュアリティの支配であり所有であるが、それは外在的・客観的様態の話であつて、主体的には、レイピストは第一義的に性的欲望に動機づけられてレイプをするのである。

たしかに、グロスが言うような「パワーレイプ」がないとは言えないだろう。例えば女性を暴力的に扱うことをいとわない仲間集団の圧力によって、その集団への帰属のための一種のイニシエーションとして、あるいはそうした集団の仲間から見離されないようにするために、男（たち）が女性を襲う場合などはその典型であろう。かつて東京で起った「コンクリートづめ強姦殺人事件」では、何人かの少年は、部分的にこうした心理で輪姦に関わつたように見える。だがその場合さえ、彼らのうちに性的欲望がなかつたのではない。それどころか、彼らにおいて普通は女性身体が、女性をむりやり裸にしてそ

の身体をもてあそぶことが、女性と性交することが、エロチックとみなされている（それはまさしく彼らがくり返しみたボルノによって条件づけられたであろう）。仮にそれが女性の支配と了解されたとしても、エロチックと了解された支配が彼らに求められるのであって、純然たる無記の支配が追求されるのではない。右の殺人事件に関わった少年たちが、他の仲間にくりかえし言ったという「監禁少女と」やらしてやる」という言葉は（横川他207-8）、ナンパと同様に「やる」という行為に性的意味をこめているのであって、単なる男性性確認のための支配の実現を含意しているのではない。

ワレンの例

たしかにグロスが実例としてあげている青年ワレン（31-42）は、自分の力を実感したいためにセックスを求めるが（もつとも男性性を確認するためにとっていた要素はほとんど感じられない）、時に相手が拒絶する場合にはレイプに訴えた。確かにそういう読めなくはない。「誰かの体に対するこの力（power）を楽しめるだらうと思った」とワレンは言っている（41）。けれども、ワレン自身が性的欲望を抱いていなかつたという明確な証拠はどうにもない。それどころかワレンは、「力をもてば、セックスをずっと楽しめるだらうと思った」と述べてさえいる（41）。ソリからは、より大きな性的快感を得るために「ソ力（時にレイプ）に訴えた」という側面も、読み取ることができる。つまり、ワレンの例は単なる「パワーレイプ」とはとうてい考えにくく。

グロスは、「セックス〔＝レイプ〕を楽しんでいなかつたとしても、それはしなければならない」とだった」というワレン自身の言葉をひいているが（42）、これがワレンに性的欲望がなかつたという意味にとるなら、これまで牽強付会と言わなければならない。セックスのくり返しは、ボルノ視聴と同じで脱感作（desensitization）を経験させる要素があるからである。ワレンは、そのためには「セックスを楽しんでいなかつた」にもかかわらず、「それはしなければならない」とだった

のは、新しいセックスのファンタジーを通じて、次はかならずや快樂が得られると信ずるからである。これはカサノバ・コンプレックスと同じく、當時者には強迫觀念として迫つてくる。ワレンの例においては、そうした解釈も十分に可能なのだ。

それにもし純然たるパワーレイプなら、ワレンはレイプに失敗して犠牲者を立ち去らせた後に、あえて自慰をして——そこには支配・統制の喜びなどない——オーガズムを得ようなどとは考えなかつただろう。にもかかわらずそれさえして「オーガズムに達した」(I had gotten my rocks off)と述べられるのは(42)、むしろ彼の欲望に性的なものが含まれているとの証である。たしかに自慰を伴うファンタジーにおいて、支配・統制の想像は可能だらう。だがそれはむろん「敗北」の証であつて、パワーレイピストの満足感につながるものではない。実際この青年は、自慰に自らの力のなさを痛感させる要素をこそ見て、卑下してさえいる(「実際汚らしく罪深いと感じたね」)(42)。

他の例を見ても、ワレンが性的欲望の満足を求めてレイプに及ばなかつたとは、とうてい思われない。ワレンは、たまたま他の女性の家と間違えて、ある見ず知らずの女性の家のドアをノックしたあと、恋人の友人と勘違いされて家の入りこむが(と語られている)、その時のこと回想してこう言つてゐる。「その子はナイトガウンを着て立つていて、それを通してはつきりと見る」とができたんだ、乳首と乳房が。それは俺を待つていたんだ。「この期を」逃すには誘惑があまり大きかつた」と(38)。そしてさらに、「そこには他に誰もいなかつた。それで思つたんだ。『俺はこの女の体を手に入れたんだ。俺が望めばたぶんこれを楽しめる。この女だつてきっと、あらあら、私は今晚は外出する必要はないわ。彼はやつて来るだろうけど、私はベニスを探すのに外出する必要なんてないんだ』って考へてるだろう、なんていう氣になつたんだ」と述べている(38-9)。ここには、己れの行動の合理化の気もちが働いている部分があるとはいえ、これだけの具体的な叙述は、彼の欲望がむしろはつきりと、女性の身体とその玩弄に向いていることを示している。

小平義雄の例

小倉もまた、パワーレイプに近い実例を上げている。それは上記の（第一節の注⁽¹³⁾）小平義雄の例である。小倉は、「強姦というのではなくて……けつして性的飢餓感から起るのではない。あえて飢餓感という言葉を使うのであれば、政治的飢餓感——支配・欲求の満足——とでも呼ぶべきだ」——〔強調杉田〕、「〔女性を〕全く無抵抗のいいなりになる一つの物と化してしまう」とがこの作業〔レイプ〕の最終目的である」（41）と書いた後——「れらはパワーレイプの説明と酷似する——小平の例を上げている（42）。

後者の引用文はエオン・エキスの言葉だが⁽⁹⁾、「これは結局は文学的創作以上ではない」、ここでエキスが「神の作業と同じく」（41）という言葉を使つたことをきつかけに、小倉は小平の「〔強姦の間に〕自分は神になつたかのように、幸福であつた」（42）といふ言葉までひいて、自説を補強しようとしている。けれどもこれが、小平の強姦殺人が性的欲望から発していないうとい、それどころか小平が支配・欲求の満足を求めていたことの証拠になるのだろうか。

小平義雄について書かれた精神鑑定書（内村1973）を見ると——ここには小倉が引用した言葉は見られない。それゆえ小平がほんとうにこう述べたとしても、どういう文脈でこれを述べたかは不明である——、小平はきわめて性的欲望の強い人物であったことが推測される（S.福島208、内村224-5,237）。そればかりか、「女と関係するのは自分の性欲を満足させるためです。ただ性欲を充たせばいいのです」（内村223）、「私は女を裸体にして女の陰部を見るのが楽しみなのです。それから、まさに関係しようとする瞬間がいいのです」「殺す瞬間、私はいやです。しかし「その前に」性欲がむらむらと湧いて来て、関係しなければおさまらないのです」（227）、「一緒に弁当を食べている間に、乳を見、女の匂いを嗅いで、もう夢中になつたのです」（230）等々と、かなり明確に「己」の性的欲望について述べているが、これを小倉はいつたいどう理解するのであるうか。

あるいはこれさえ、例えは自分の感情を性欲の言葉でしか表現できない（s. 杉田152）といった言い方で否定してしまうのだろうか。それどころか、「自分は神になつたかのように、幸福であつた」という右の発言も、相手の女性を思い通りに自在にあやつって（声をかけては嘘を信じさせ、関係前に首を絞めて氣を失わせさせして）、己れの性的欲望を満たしするという満足感を述べたものと言わなければならない。小平は強姦によつて、通常のセックスより大きな快楽を得たというが（229,235）、くりかえす強姦は、このより大きな、直接的な性的快楽を得るための手段でしかなかつたのである。

結局グロスの「パワーレイプ」は、アンガーレイプと同様に一種のモデルである。これは概念・認識装置としては有効だが、真性の実例はほとんどないというのが私の意見である。少なくとも、パワーレイプが単に支配・統制感と結びついたレイプではなく、支配・統制・征服を目的としており、かつ性的欲望を背景にもたないレイプだとすれば、確実にそうだと言わなければならない。

性的欲望を覆い隠すグロス説

ところで、上述のように、グロスはレイピスト自身が「性的満足への欲求」から犯行を犯したと主張したとしても、それを一蹴してしまう。というのも、ふつうレイピストは、他に「彼の性的欲求のための選択肢もしくは抜け口」をもたないというケースはなかつたから、這樣的である（28）。だがこれは、男性において今日社会的に構成される性的欲望について、完全な誤解にもとづいている。この点はすでに何度も述べた。

グロス自身は他に、レイピストの発言を信じない理由として、そのように言うレイピストの行動をよく分析すると、「性的な出会いをアレンジし、あるいは性的アプローチを女性が受け入れる気になるようにする努力が顕著に欠如している」か

らと述べているが（28）、かく欠如しているのは当たり前のことである。ここで問題にされているのはレイプであつて、女性に対する単なる性的はたらきかけではない。つまりグロスは、「性的満足への欲求」をかぎりなく狭い意味に限定しきっている。ここでは、グロス自身のおそらくは健全なバイアスから？、女性に接近し、声をかけ、じょじょに関係を濃密にするプロセスがもたらすものだけが、「性的満足の欲求」を満たすとイメージされている。こうしたプロセスがレイプにないからといって（ここでは、ウエストが言う「状況犯罪者」）（23）という非常に狭い範囲のレイピストのみがイメージされる（）、性的欲望はレイプの主要な動機ではないと結論することは、どうてい支持されない。

グロス説の評価と拙著に關わる説明

レイプにおけるパワーの側面を理解することは重要であろう。実に男性のセクシュアリティはしばしば支配や暴力さえセクスでありセクシャルであるとみなすように構成されている。けれども、パワーを強調することで、あたかもレイプに性的側面がないかのように語るのは誤謬である。グロス理論の意義は、「アンガーレイプ」を含め、レイプに含まれる（一見）非性的な二つの要素を摘出したことであつて、レイプ自体が「非性的」であることを論証したこと（こうした試みは何ら成功していない）にあるのではない。

なお、拙著（1999）でグロスを肯定的に取り上げた経緯について、一言述べておかなければならない。

筆者は拙著で、ポルノが視聴者に与える影響に関するアメリカのポルノ研究を紹介した。そのなかで、「暴力的ポルノ」が女性に対する攻撃行動を誘発する事実にふれたが、拙著での攻撃行動とは、実験室的設定下において統制された一般的な攻撃行動であつて、性的な攻撃行動ではなかつた。しかし前者は後者の代替物になりうると私は主張した。その主張の典拠としてグロスをとり上げたものである（52,58）。

けれども、これは結果的に少々安易だったと認めざるをえない。本稿で私が主張したように、性的攻撃すべてが怒りや支配に結びついているとは言えないからである。だがここでは、暴力的ボルノ視聴によって性的興奮が発生している（また時にこれに抑制解除要因として怒りが加えられている）という事実が問題である。それ故、ボルノ研究では実験室的設定下にあって一般的な攻撃行動しか選択の余地がなかつたが、もし性的攻撃の可能性も残されるなら、それが選択される可能性が高い——そう記すべきであった。

「ラウハミラーの見解」について

グロスはレイプの「脱一性化」(desexualization)の流れを徹底して推し進めたと述べたが、これに関係してブラウンミラーの仕事について一言述べておく。

マッキノンはブラウンミラーを批判して、レイプは暴力ではなくセックスであると述べた(1993:10-1,1999:333-6)⁽¹¹⁾。レイプは、男性にとってセックスであり、少なくともセックスと一つながりのものとして理解されてくる。それは、一般のセックスのうちにレイプの側面がしばしばはらまれている——つまり暴力的であり、女性の意志を無視しており、女性に対する支配や統制が含意されている——ところとでもあるし⁽¹²⁾、また逆にレイプがセックスとして、つまりエロチックでありセクシャルであり、性的興奮をひきおこすものとして、男性に享受されていることを意味している。

これは重要な知見である。けれども、これを言うだけでは不十分である。マッキノンは、同じラジカル・フェミニストとして、ブラウンミラーをこれまで批判してはしていないが、実はブラウンミラーは、意図せざして、これまで検討してきた精神病理学者たちの研究におけるレイプの「脱性化」の流れを強め、合理化する役割を果たしてしまっている。レイプは女性に対する暴力であるという主張（これはレイプ自体を社会問題として告発するためには意義があった）をつきつめる」と

で、実はレイプから性的欲望を切り離すことに、結果的に加担してしまったのである。

日本では昨年、ブラウンミラーの『私たちの意志に抗して』*Against our will*¹³が翻訳出版されたが（ただし抄訳）、この点での影響が心配である。この本はアメリカでは七五年に出版され、フェミニストに広範に普及したことはいえ、上記の限界がじよじよに明らかにされて今日にいたっている。けれども日本ではそうした認識が非常に弱いのみか、七〇、八〇年代にマッケラー、ウエスト、ベイネケが訳され、それらをもとに（必ずしも訳書をもとにという意味ではない）小倉、上野があらたなレイプ神話を広めてしまつた後の出版だけに、これがレイプについての今日の標準的な認識であるかのように見なされる可能性を、おそれざるをえない。

第六節 セクシャル・ハラスメント、近親強姦

強姦の「脱性化」傾向は、レイピストを異常性欲者のごとくに見る視線を変えることで、被害者が泣き寝入りさせられる状況の改善に確かに寄与した。だがグロスのようにレイプを「疑似性的行為」とまで規定することは、むしろバックラシユであると言わなければならない。この傾向は、他にも及んでいる。セクシャル・ハラスメントからさえ、性的欲望の要素を排除しようとする傾向が生まれている。近親者による強姦においてもそうした傾向が見られる。私たちはこれに警戒しなければならない。

これを指摘した上で再度レイプに立ち戻り、それと性的欲望との関連について、言い残した若干の点についてふれておく。

セクシャル・ハラスメントは、たしかに一面では一種の抑圧委譲の形態であろう（鈴木127-8）、あるいは権力誇示のためになされるのかもしれない（松尾107）。だが、なぜそこから加害者の性的欲望を排除してしませることができるのか。女性に対する言葉によるいやがらせ（主に相手の性的嗜み）、女性の体への接触、交際・性関係の強要などから、加害者の性的欲望を排除するのは、むしろばかりしている。それらのケースにおいて抑圧委譲や権力誇示の要素があつたとしても、性的欲望ははるかに強い動機である。

例えば職場の慰安旅行等で、女湯をのぞく男たちの行為（これもセクシャル・ハラスメントとしてしばしば問われている）を考えてもよい。これは性的欲望と無関係だと、ほんとうに社会学者たちは考えるのだろうか。男仲間としてのイニシエーションの意味があるとしても（のぞきが集団で、ないし集団の示しあわせの上でなされる場合）、それはのぞき行為の言い訳・合理化であつて、やはりふつうの男は女性の体に対する性的関心から女湯をのぞきたがるのである。女性の身体への接触も同じである。上司が有能な女性同僚に対する場合、あるいは男性が女性上司に対する場合には、セクシャル・ハラスメントは相手をしばしば性的存在と見なしておとしめようとする心理の現れでありえるが（杉田61）、それさえ性的関心と無関係なことはほとんどない。見ず知らずの女性に対する痴漢行為（体への接触、スカート内の撮影等）の場合なら、それはさらに明白である。学校教師による児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントにおいても、同様に明白である。

「性関係の強要」（鱗ヶ谷31）といふカテゴリーに入るセクシャル・ハラスメントでは、はるかに明白だと言わなければならない。「性関係」は比較的恒常的な関係である。恒常に、抑圧委譲を求め権力誇示を求める理由は、非常に不明確であろう。むろんそれがありうると認めてもよい。けれども、はるかに大きな要因は、「性関係」を通じての性的欲望の満足であることは明らかである。

アメリカでは、性的欲望の実現をセクシャル・ハラスメントの動機とみる立場を「生物学的決定論」とする見方があるようだが（茲那1901），それは完全な誤りである。そもそもセクシュアリティは社会的・文化的に構成されるものだが、性的欲望をセクシャル・ハラスメントの要因と見ることが、そうした動機理解と矛盾するのではない。生物学的な生殖の可能性とまったく別個に、人間はセクシュアリティを発展させてきたが、それは固有の快楽の追求のために用いられる同時に、人ととの親密な関係の創造・維持のためにも用いられてきた。そして確かにそれは、他者に対する支配その他の手段として利用されてもきた。これらは、生殖に向けた動物の本能的欲求・行動とは一線を画している。性的欲望そのものさえ、固有の文化を通じて常に構成されてきたのであって、私たちは本能的に欲望をいだくのではない。セクシャル・ハラスメントの発生機序に関して性的欲望に着目することは、他の種類の動機を求める場合と同様にきわめて構成主義的であつて、何ら生物学的決定論に組することではない。

セクシャル・ハラスメントを単なる抑圧委譲や権力誇示に起因するものと考える人は、なぜ一般に男性が女性の身体に強い関心を示す傾向が高いのかを、考えてもらいたい。それは「本能」からではもちろんない。しかし男性をとりまく今日の「文化」のただ中には、女性の身体に男性の意識を強固に振り向ける要素が確かにある。男性は幼いうちから、爆發的に増えたそうした「文化」要素（今日では非常にしばしばメディア）の影響をうけつつ、女性身体に強い関心を示すようになるのである。

のみならず、女性身体へのアクセスの方法（そこには性的侵害さえ含まれる）をも、この諸要素は男性に教え込む。愛の物語は、個としての女性に対する関心を喚起することはあっても、女性の肉体一般に男性の意識を向けることはほとんどない。しかし今日のメディアは、個としての女性に対するものとはまったく異なる、女性身体一般へのより大きな関心を、しばしば男性のうちに惹起する内容を含んでいる。一般メディアに見られる単なる視線の場合もあれば、ポルノと呼ばなければならない、女性のモノ化と女性支配をもつぱら内容とする媒体も少なくない。それらは、女性を「女体」に還元し、女性

に対する力づくのアクセスを合理化し、擁護する。しばしば男性はそれらのメディアを通じて、女性身体に対する性的欲望を肥大させ、また普通なら考へてもみない女性へのアクセス法を学んでゐる。⁽¹⁾

セクシャル・ハラスメント、ことに交際の強要や性行為の強要は、たんなる抑圧委譲や権力誇示からなざられるのではない。そこには明確に性的欲望がひそんでいるのであって（それをたいていの場合身をもつて知りうる男性研究者でさえ、セクシャル・ハラスメントは性的欲望と無関係であるかのように書けるのは異常である）、加害者は女性の身体に、あるいは女性との性交渉に——今はこう言わなければならない——明確に性的意味をこめているのである。

そもそもこれらの理論からは、例えば「権力誇示」がセクシャル・ハラスメントの目的であったとしても、なぜことさらその手段が女性に対するセクシャル・ハラスメントの形態をとるのか、説明することはできないだろう。それは、強姦についてこれまで論じてきたことと同様である。「権力誇示」がセクシャル・ハラスメントに結びつくのは、加害者が性的欲望をもち、標的の女性に対してそれを向けるからに他ならない。言い換えれば、そのセクシャル・ハラスメントがセクシャルであるからに他ならない。

また、日本におけるセクシャル・ハラスメントの事例は、上司によるものが非常に多いが、それはセクシャル・ハラスメントは権力の誇示を実現する手段としてなされるということを証するのではなく（アメリカでは上司による例が必ずしも多くないがゆえに権力構造によるのとは異なる説明が求められたという（*英語95*））、むしろ逆に権力の誇示とは基本的に無関係になされていることを意味するのである。なぜなら一般にすでに上司はある種の権力を手中にしている以上、むしろそうでない人々よりは権力誇示の必要性はむしろ小さいと考えができるからである。

ここで混同してはならない。権力を性的欲望の実現のために利用することと、権力誇示のためにセクシャル・ハラスメントを行なうこととは、似て非なるものである。例えば職場等での権力的立場は、性的奉仕の特権を約束するものと、当事者に理解されることがある。だが加害者は、権力を確認するために特権を求める（要するにセクシャル・ハラスメントを女性

にしかける）のではなく、権力があるから当然性的アプローチが許されると考えるにすぎない。

権力をもつ地位にある男が、当然特權の一部と了解して、女性にセクシャル・ハラスメントをしかけることがある。だがそれは、権力をみせつけるために行なうのではなく、権力を利用して性的欲望を果たすためになされるのである。たしかにセクシャル・ハラスメントでさえ平気でなしえ、かつ標的に抵抗されないとしたら、彼は大いなる権力を実感するであろうが、それと権力を実感するためにセクシャル・ハラスメントをしかけることとは、全く異なることである。

一方、欲求実現のために己の権力を利用しようとする者は、確かにおびただしく見られる。九〇年の「ニューフジヤホテル事件」では、会計係の女性が直属上司から性交渉を強制されているが、ここで後者が「職場の上司であるとの地位を利用して、機会を作った」（田中吉59）ことは明白であり、これは明らかな権力利用である。そしてここで図られたのは、明らかな性的欲望の実現であった。「ゼントラル靴事件」でも、「横浜セクハラ事件」でも、また訴訟に持ち込まれた他の事案においても同様である（田中吉65）。それらの事案において社会的地位のある被告の行なった行為を、単なる権力誇示とみるのは、ましてや抑圧委譲によると見るのは、何ら説得性がない。女性の身体がそこにあり、自らの地位・立場から、あるいは密室にいるゆえに、その身体をわがものにできると（所有ではないにせよ、占有し利用できると）欲望し、実行する男たちが確かにいるのである。横山ノックの場合でも、セクシャル・ハラスメントの過程において被害者に対して権力の誇示が見られたものの、それは被害者の反抗を困難にするためのものであって、権力誇示自体が目的だったのではない。

近親強姦と性的欲望

近年、近親男性による強姦（近親相姦ではない！）が社会的関心を集めている。（）でも精神病理学的レイプ研究からは（あるいはセクシャル・ハラスメントについての社会学理論もこれと同じ結論を出すかもしれない）、彼らは権力を誇示

し、男らしさを確認するために、近親の女性（娘、義理の娘、姪、妹等）を犯すということになる。

けれども、すでに親であり伯叔父・兄であることで、彼らは一定の権力を保持できる立場にある。そうした者（ことに親の場合）が、単純にその権力や、あるいは権力行使を主たる現れとする男らしさの確認のために、娘その他に対しレイプにおよぶという主張に、どれだけの説得性があるというのだろうか。女性の身体をもてあそび、胸をまさぐり、膣に指やペニスで押入るなどという行為は、単に支配・統制願望（男らしさ）の実現をめざしたものであつて、そこに性的意味がないなどと考えることはとうていできない。

くどいようだが、本来は特別な相手にしか許されない行為を、本来はなしうるはずもない立場にいる人間がなすことや、加害者は大きな権力の実感と支配感とをいだくだろう。だがそのことと、権力・支配の実感を得るために近親強姦をする」ととは全く異なる。

しばしば、近親強姦を企てる男たちは、相手が少女の場合には、ポルノを使って相手の抵抗心をくじき、また「性技」を教え込む。そして当の男たち自身が、ポルノによつて欲望と性的興奮を高める。だが、権力・支配とセクシユアリティとを合体させたポルノを見て、單なる支配欲だけを喚起されることなどありえない。⁽³⁾ 彼らはそこで性的欲望を喚起され、少女のセクシユアリティに対する支配・権力行使を、それ自体セクシャルでありエロチックなものとして理解して、近親強姦に及ぶのである。

マツケラーは近親強姦の例についてふれ、「彼女〔妻〕は夫をさげすみ、性生活を拒否する。腹を立てた夫は、自分の怒り。妻に向けることができないので、娘に矛先を向ける〔そして娘を強姦する〕云々」（強調杉田）、と書く（62）。これがいかに単純な議論かは明らかであろう。「娘に矛先を向ける」必然性がだいいちない。なんらかの事情で向けたとしても、「矛先を向ける」とがなぜ強姦なのか。レイプから性的欲望という要素を排除すると、このでいどのことさえ説明不可能になる。もしこの男のことを、「レイプは性的欲望からおこるのではない」などという先入見なしに調査するなら、この男

が強い性的欲望を女性身体（ひょつとすると少女のそれに）にいだき続いている」と、そしておそらくはボルノが女性身体に対する欲望と、女性（ことに少女）の性的支配への欲望とを喚起する媒体となっている」とが、必ずや明らかとなるであろう。

フェラチオの場合

強姦における性的欲望の存在を語るために、いつたい他に何を例にあげたらしいのだろう。例えばフェラチオであるうか。『ティーパ・スロート』（1972）の封切り以来、アメリカでは女性の口を狙った「強姦」が増えたといふが（マッキン1993:474）、ソリで「レイプ犯」は、女性に対する権力欲をみたすためにフェラチオを求めるのではなく、それが性的快感を与えると信ずるから女性を狙うのである。無論その結果、女性に対する支配感・征服感をしばしばレイプ犯は実感したであらう。しかしながら、支配感がともなう」ととそれを求めて行動に及ぶことは、全く別のことである。

そして強姦の場合

そして、強姦においても同じである。

緑河美紗をおそつたレイプ犯にしても、『御直披』に記されたレイプ犯にしても、彼らが性的欲望の発散を求めるなどは何ら疑いはない。ことに前者の場合は非常に明白である。このレイピストは、加害直後はむろん、その後も電話をかけてレイプの際に得た快感についてくりかえし被害者宅に語りかけているが（36,45 st.）、これは事前の当事者のファンタジーにおいて、いかに性的欲望の発散が主要な関心であったかを示している（正確に言えば、レイプ犯が実際には快感を得なかつた

としても——従前から述べているようにこれはおおいにありうる——事情は同じである。重要なことは、彼が一貫してレイプにおける性的快感にこだわりを示しつづけたという点である)。この点を無視して、レイプ犯がいだく女性に対する憎悪・怒り・支配・権力欲等を持ち出しても、何ら彼らの行動の説明にはならない。

いずれのレイプ犯も(これらは屋内・戸外で犯された強姦の典型的なものとみなしうる)、すでに特殊な状況下で性的欲望を沸騰させつづつあったことは疑いがない。一般に密室ならびに夜の人目のなさは、いやその想像さえ、男——男権主義的なセクシュアリティをもつ男——の意識をつよく女性身体に向かせる傾向がある。女性身体はそこでは、手に入れうる、性的欲望の対象として焦点化される。女性がその状況に一人でいるならそれはほぼ確実であろう。女性身体への関心は、多かれ少なかれ女性との性行為の空想として現われる。当の男がそれをただちに強姦と考えるかいなかは別である。男の空想の中で、その女性との性行為(たいていは性交)と局部の快感の想像があるだけであって、その他の要因(女性が同意するか、抵抗するか等)はきれいに捨象されてしまっている。一般には、密室や夜の人目のなさという状況にあって、そうした想定とそれに伴う性的興奮をもつて、男はレイプに及ぶのである。

最後に

最後に、まとめにかえて三點を記しておく。

一、第二節で犯罪を引き起す際に働くと考えられる多様な動因について図示した。素因、誘因、決定因、抑制解除要因、触発要因(引き金)⁽⁴⁾を常に考慮しておく必要性があることは疑いがないが、何がそれぞれの構成要素になるかは、實際にははるかに複雑であろう。この点では図は単純化されている。これはあくまで、ウエストの議論の欠陥を明らかにする

るために、ウェストの症例に即して（ことに誘因に関しては）図式化したものにとどまる。しかし、女性の性的モノ化や女性支配の願望を内在化させた「男権主義的セクシュアリティ」が素因となる可能性が高いことは、強調する必要がある（杉田137）。また誘因となるストレス因は、より多様なものである可能性が高い。すでに性的欲望によるストレスの事例さえウェストの症例に含まれていたが、これはもつと一般化可能であろうし、何度か記したように怒りや支配願望さえ、程度が高い場合には誘因となる可能性があろう。また、性的欲望や怒り・支配願望等が、抑制解除要因になる場合もありえよう。性的欲望が人を支配した場合、それに怒りが加わると攻撃が誘発されることは本文にも記した。これらの点を考慮した精査が今後不可欠である。

「マッケラーは、「強姦は性欲のなせるわざ」という見方は「男性の性欲はありあまるほど強い」(17)——「性欲の過剰」(S.小倉22)——という神話の副産物と言う。だが、後者は決して根拠のない神話ではない。

もちろん、男性の性的欲望（性欲ではない）は先天的に強いのではなく、社会的に強く構成されるのである。また男性の性的欲望が強かつたとしても、それによって強姦が免罪されるのではもうとうない。けれども私は、フ.エ.ミ.ニ.ス.が男性の性的欲望をみくびるのは誤りだと思ふ。性的欲望に基づかない、もしくはそれを第一義としない強姦がありうるとしても、だからといって男性の性的欲望を、強姦を考える際に考慮外におくのは非常に危険でさえある。

「男は性的欲望からレイプを犯すのではない」などという神話が作られてしまつた今、奇妙なことだが、男たちがいかに性的欲望を肥大させてレイプに及びうるかについて納得させるのは容易ではない。上に従来の諸研究に関連して最低限のことと述べたが、なかなかこれをポジティブに論証するのは困難であることを痛感する。ならば、さかしなら論証をするよりもむしろ、男の本音を知つてもらうために、例えば次のサイトを見てみると、それを読者にお薦めする。

「犯した俺掲示板」

<http://cginan-net.com/bbs.cgi?num=28&cnt1173>

「レイプ体験掲示板 女を犯した編」

http://www.erotown.com/toupara/bbs/bbs4_1/index.cgi

「(レイプ)にせつせと一文を書き送るのは、あるいは特殊な男たちかもしれないが、書かれた文は、アダルト・ビデオに育てられた世代の男たちの生々しい「妄想」(ならば幸いである)を記したものとして、私には何ら特殊なものには見えない。仮にこれらの妄想の背景として支配願望や男性性の確認願望があつたとしても、レイプが性的欲望と無関係だなどという言説が、いかに根拠のないものであるかがただちに理解されよう。

なお、これらの書き込みを、例えば上野なら「カタルシスを与える」(1998d:156)と言ふであろうが、それは完全な誤謬である。書き手が仮にこれによつて己れの性的欲望を発散させたとしても、これを読んだ者(彼が今日の男権制社会においてセクシュアリティを構成された者ならば)に異状な性的欲望を喚起し、強姦や女性に対する性的侵害に対する強烈な欲望を生むであろう(杉田107-18)。

注

(第一節)

- (1) 「神話」(比喩的な意味での)という言葉には二様の用い方がある。神話とは「根拠もなく絶対的なものと信じられている事柄」の意味であるが(金田一春彦『学研現代国語辞典』)、それが「絶対的」なものとして流通しているという側面と、「無根拠」であるとの側面のいずれを念頭におくかで、表現が異なるらしい。例えば上野千鶴子は、「レ

イブについての研究は、「レイブが男の衝動的な性欲から起きる犯罪である」という神話⁽⁵⁾を次々に打ちこわした」(1998a:71)と書いているが、これは前者の側面を念頭において語られている。マッケラーは、レイブについての多様な「神話」と「実態」とを並記しているが、これは後者の側面を念頭においた表現である。本稿では、前者の側面を念頭に起きた「神話」という言葉を用いる。

なお本稿では、「強姦」と「レイブ」という両様の表現が使われるが、とくに意味上の区別はない。ほとんどその場の雰囲気でいずれかの表現が使われていると判断せられたい。「強姦」を一貫して使うには気が重いし、さりとて「レイブ」という私たちには実感の薄い言葉で一貫させることもできなかつた。「レイピスト」「レイブ犯」も、同様に区別なしに用いている。前者にはある種の一貫した資質を感じさせるニュアンスがあるが、本稿ではこれは含意していない。

(2) 筆者は本稿と前後して、「反『性＝人格論』批判－性暴力批判原理としての『性＝人格原則』」と題する論考を公表するが(杉田2001)、この第四節後半に、本稿の極めて簡単な要約をのせてあるので、参照されたい。

(3) 強姦は非常にしばしば計画的なものであつて、衝動的なものは必ずしも多くない。内山絢子は、計画性ある犯行は成人の場合には六一%、少年では七九%に達しているとするが(三174:対象は警察によって検挙されたケース)。アミルは、成人・少年を含めたあらゆるケースでは、計画的犯行が七〇%に達するとしている(Amir 142:対象は警察に受理されたケース)。またアミルは発生場所との関連にもふれており、路上や加害者の住居では計画性の高い犯行が行なわれやすいという(七〇%代～八〇%)。犯行が被害者の住居である場合も、犯行に計画性が高いが(六五%)、突發的・衝動的なものもその半分近くを占めている(三二%) (142)。

以上は警察に受理もしくは犯人が検挙されたケースだが、未届けもしくは未受理のケース(これらでは顔見知りによる犯行が多い=注(6))では、計画性の高い犯行の率がより高いと合理的に推論できる。顔見知りであるだけに、レイブ

犯は発覚の可能性を封じる手をあらかじめ考へる、もしくはその可能性を踏みする」とが多いからである。なお、本稿の主題とも関係するが、レイプに計画的なものが多かつたとしても、それは、レイプが性的欲望以外の動因に基づいて発生するという理解を支持するものではないことは、注意する必要がある。

(4) これも警察に受理されたケースだが、見届けのケースを含むレイプ一般では、顔見知りが加害者であることが多い(注⁽⁶⁾を見よ)。強姦者にとっては、顔見知りの標的はその事実だけで警察に訴えないと考えることが多い。親しい者、

ことに親族の場合にはほぼ確実にそうである。

(5) これは、多くの実際の被害者の訴えによつて、じょじょに理解されるようになった(S.渡辺62)。

(6) 内山の報告によれば、警察に受理されたケースでは、見知らぬ男による犯行が圧倒的多数(71%)を占めるが(I-85)、未受理のケースを含めたレイプ被害者に対する聞き取りやアンケートによる結果は、これとかなりくい違つている。いじで逆に加害者の圧倒的多数は顔見知りである。見知らぬ男の犯行は、小西聖子の調査でもラッセルの調査でもわざか一七%にすぎない(小西35,Russell 196)(*). 顔見知りによる犯行の場合は通報は非常に困難である。いじに關係が近くなればなるほど被害者は強姦被害に対して一定の「責任」を感じてしまい、ますます通報できなくなる(Russell 57-8)。警察への通報率は、ラッセルの調査では、見知らぬ男・顔見知りを含めわざか一割以下であるが(97,s.35)、それでも見知らぬ男の場合なら三〇%に達するといふのに、恋人・元恋人では二二%, デートの相手の場合(デートレイプ)ならわざか一%(-)にすぎない(97)。

また加害者が「知人」だと、通報してもそもそも警察が強姦として受理しないケースも少なくないといふ(角田由紀子弁護士の談話による)。警察にとっては、デートレイプはおるか、エストリッチの言ふ(15)「シングルレイプ」(凶悪レイプに対し、単数の知人によつてなれる、殴打も武器による脅しもないレイプ)も依然としてレイプではないのである。

* ラッセルからの引用・言及は、特に指定する場合以外はすべて *Sexual Exploitation* (1984) からである。

- (7) アミルは、屋内での犯行は六七%にのぼり、五六%は被害者もしくは加害者の住居で、一一%は他の建物で起きていると報告しているが、警察が未認知のケースでは、知人による犯行が多いだけに、おそらく実数では屋内での犯行率はもっと高いと推定される。顔見知りの場合には、屋内に居合わせるもしくは屋内に入りこまれる可能性は、未知の人の場合よりはるかに高いからである。なお加害者と被害者との最初の出会いの場所が路上であるケースは多いのほか多く、アミルでは四二%は「路上」(かつ通行中)であるとされている (139-42)。
- (8) 以下本稿では、杉田の引用・言及は、特に指定があるものの他はすべて『男権主義的セクシュアリティ』(1999) からものである。

- (9) この本は絶版である上、国内の図書館に所蔵先がなかつたため、孫引きしかできない。
- (10) レイピスト自身に目を向けた、ゲブハーネル (Gebhard et al.) やマッカルド (McCaldon) の研究は六〇年代中頃から出始めているが (それぞれ六五年、六七年)、それらによれば、「レイピストは〔一般的な〕犯罪的な指向性をもつており、その性犯罪は反社会的で衝動的な性格構造の一面であるにすぎない」とが分かった (Fisher et al.183)。
- (11) 他にもう一例ひいておく。「『性的欲求不満が強姦の原因である』……〔他の神話も含めて〕そう云つた『レイプ神話』がいかに多くの欺瞞で固められてきたといふ」とは、すでにたくさんの研究によつて示されている (田村31)。「だくさんの研究」の実例としてあげられているのはマッケラーの研究書である。
- (12) 上野千鶴子がこれをうのみにしたのは疑いがない。小倉千加子はさすがに心理学者だけあって、あくまでウエストらの精神医学的研究を素材にして論じているが、それをどれだけ批判的に見、ある点は自ら調査をしたかはたいへん疑わしい。もっとも正確に言えば、後で論究するように、それぞれの研究者はふつうは自分の研究の限界をちゃんと書き込

んでいる。それを日本の一部のフェミニストが、完全に看過したのである。

(13) 上野や小倉は、「性欲」や「性的飢餓感」という言葉を使っているが、これがレイプにおける性的欲望の存在を不可視にする一因にもなっている。レイプ犯が、（強いもしくは異常な）「性欲」といった比較的安定的な心的傾向を維持しているとは限らず、まして「性的飢餓感」などという、飢えと比較できるような御しがたい欲望を抱きつづけているわけではない。小平義雄（終戦後連続して一〇人の女性を強姦殺害した犯人）にしてからがそうである（内村239）。だが彼らに性的欲望（あるいは性的衝動）が生じたのは疑いがない。それはしばしば、ある状況下において（小平の場合）は女性を人気のない場所に誘った場合に（239）、急性的もしくは突発的にレイプ犯に抱かれるのである。

(14) 他に、性的リバタリアンの影響もあるう（杉田99-102）。

(15) 残念だが、以下で検討できたアメリカのレイプ研究は、一九八五年までのものである。その後一五年間の動向ならびに問題点（それに先立つ時期の悪影響は簡単には消えないだろう）については、後日の考察を期したい。

（第一節）

(1) この研究は他に共同著者として、ロイ、ニコルスの名前が上がっているが、執筆者はウェストであるため、以下、便宜上ウェストの名をもつてこの研究を指すこととする。基本的な資料の作成者はニコルスである（3）。

(2) 次項との関連で気になるのは、「状況犯罪者、すなわち、性的に誘惑する状況にひきこまれ、そのつもりでいると思ひがけない拒絶に遭い、それでもなんとか性的目標に到達しようと努力を続け、つい許されない程度にまで力を行使したような男も除外される」（237）、と書かれていることである。ウェストのレイプ理解は、性的欲望は必ずしもレイプの動機ではないという命題を含んでいるが（211）、性的欲望が動機としか思われないケースが、こうして除外されてしまうのである。

- (3) そして治療可能性は出所可能性に結びついている。そのため、政治力を使つても精神病院に入らうとする受刑者もいるというが（26）、治療対象者が臨床スタッフの期待どおりの答えをする可能性も考慮されなければならない。
- (4) 福島章は、やはり非ランダム・サンプリングに基づく自らの研究について、「これはわれわれの研究「性犯罪者一般の心理の研究」にとって有利な点である。というのは、ある現象の深層にある心理は、正常者におけるよりしばしば異常で「病的」な心性を通して示される」と述べているが（222）、「」には予定調和が期待されるだけで、何ら根拠は提示されていない。
- (5) なお、男性性が傷つけられる」とで女性に対する憎しみや怒りを蓄積する場合には（ウェスト80, #s.97）、「」のコンアーレックスが「誘因」として機能していた可能性も否定できない。
- (6) けれども、例えば三章の症例一の場合に（一）、（三）のあたりのデータの状況を紹介した後で、「力で男としての優位性を確立しようとする意欲を、あまりにも明瞭に示していた」（72）などと述べるのは、ほとんど牽強付会と言わざるをえない。
- (7) こういった生活態度をもつ患者に対してもウェストは「明らかにされている」とは……自分自身の欠陥と考えられるものに対する怒りを……女の子に転嫁する」と……であった」と処理してしまえるのである（89）。
- (8) この例＝症例五＝についても、「女性に対する狂暴な愛憎感情と、想像上の男性性への不全感が……性的攻撃にまで至った」と（97）とウェストは書いている。
- (9) 以上の性的欲望を示唆する表現の多くは、レイプ事件と直接に関係するとは言えないが（症例五は除く（162-3））、その背景になつていていたことが疑いがない。ただしこれを「誘因」（共誘因）となるか、次項にのべる「決定因」とするかの解釈は微妙である。
- (10) ただしこの作業には本質的な限界が伴う。患者の発言自体、ウェストにより編集されたものであり、またそもそも調

査項目 자체がウェスト自身の仮説にしたがつて組み立てられたものだからである。

(11) ただし症例十一は若干微妙である。この例では、「傷つけられた男性性」を回復できないことによるストレスが誘因とも理解できそうである。症例七も「傷つけられた男性性」を示しているとも見えるが、男性性回復要求がレイプの動因とは言いがたい。

(12) これは、人気のない場所へ被害者をつれていった例であるが、総じて人気のない場所にいあわせることが、加害者の攻撃抑制を解除させる小さくない要因であることは、疑いがない。例えば板谷利加子が論じた例は、夜陰と同時に「」の人気のなさが要因となつてゐる(41)。

(13) 拙著では素因と誘因を区別して後者を「引き金」と表現したが(137)、本稿では「引金」という言葉は、具体的な犯行を引き起こす最終的な触発要因について使つ。

(第三節)

(1) のみならず、小倉による文献の利用方法を見るがぎり(27-31)——「」これらの箇所を宮淑子(1985=55)および沢登佳人(140-3)と比較されよ——、小倉が自ら検証する努力をしたとはとうてい思えない。なお小倉の恣意的な「引用」が与えた影響は大きい。ブロンベルクを孫引きして「多くの強姦犯人は……彼らが……」と小倉は書くが(38)、「彼ら」は原文では「攻撃的な性的精神病質者」である(ウェスト212=West 125)。恣意的にこれを「彼ら」などと「訳し」やべくなれば、ブロンベルクの研究もまたウェストと同様に、「人格障害者」という特殊なカテゴリーに入るレイプ犯についてのものであり、したがつて安易な一般化は許さないものであることが分かつたはずなのだが。

(2) 「」では小倉の記述をあげつらうことが目的ではない。あくまでフェミニストに誤つて受け入れられた一種の「レイプ神話」を正すことが、筆者の目的である。

(3) ただし他の犯罪者に対する対応では、レイピストと「えどもの」の数値は低く出ている(184)。これをどう解釈すべきかはあるいはそもそもこれが有意味かどうかは、筆者は判断できない。

(第四節)

- (1) アミルの研究は一九七一年に公表されているが、その時期においてはポルノの男権主義的イデオロギーがあらわではなかつたことも影響していると思われる。暴力的であり女性支配の願望をむき出しにしたポルノが急激に増えはじめるのは、くしくも「第一次女性解放運動」の運動がおこった六〇年代末以来である(杉田56)。
- (2) 「性的欲求不満」という言葉が、単に、性的欲望実現をはかるうとするレイピストの心理的状態をさすのではなく、ある種の恒常的な心理的飢餓状態をさすなら、用語として不適切である。
- (3) この本の原書は絶版である。残念だが国内の図書館には所蔵先がなかつた。
- (4) 英米圏では、法定同意年齢以下の少女に対するレイプは、「法定強姦」(statutory rape) と呼んで一般の強姦(forceable rape)から区別する。
- (5) なお、マッケラー自身、しばしば慎重な語り方をしている事実は肯定してよい。「性的欲求不満が強姦の原因である」という「神話」にたいして何が「実態」かを述べる際、消極的・否定的表現であるとはいえ、「性的欲求不満は強姦の数多い原因のひとつでしかない」(21)と述べることで、性的欲望の意味を無化してはいない。また、「性的動因と強姦はたしかに関連している。加害者は性的動因がなければ、加害者になりはしない」とも述べている(21)。しかし、この本の記述全体からはこれらの表現は單なる抑言法にすぎないようだ。あるいは、一部のフェミニストが「これらを看過しただけなのか。

(第五節)

(1) ラッセルは『性的搾取』*Sexual Exploitation*で、「力や怒り」を表現するために性が利用されたとする点では、グロスの結論は「多くのフェミニスト理論によって発展させられたそれと同じ」と述べているが(106)、他でくり返しグロスを批判はしても、彼の論点を発展させる努力は一切していない。またベイネケについては——ベイネケは著書の「謝辞」(5)で、プラウンミラー・ラッセルに多くを負っていると記しているにもかかわらず——、レイプとボルノの関係についての記述以外はふれていない(R.123st)。ベイネケは、ラッセルの主張とは異なった方向へ、議論を進展させたようである。

(2) なお上野のこの理解が「従軍慰安婦」問題に適用されるとどうなるか。「従軍慰安婦」制度は「戦時強姦パラダイム」では説明できない、という安易な結論に結びつくのである(1998b:114-5)。もとより前者を後者だけで説明できるとは考えないが、両者の境界が非常にあいまいである点は、十分に踏まえられる必要がある(池田144)。しかも、「従軍慰安婦」制度は、強制連行された女性たちが、完全な監禁の下で、意思に反して性交を強要されつづけた点で、当事者は確かに強姦であった。

そもそも、上野では「戦時強姦」の理解自体がまちがついている。それが敵の男たちに対する最も象徴的な侮辱であるというのは(1998b:114)、司令官レベルの発想であって、個々の前線の兵士は、戦時状態によつて性的欲望に対する社会的抑制を完全に解除されて、また一般兵士による強姦の事実それ自体によつてさらに抑制を解除されて、強姦に及ぶのである。一方、「従軍慰安婦」制度を批判的に見る可能性を奪われたまま、性的欲望を喚起され、また仲間圧力によつて驅り立てられ、これを利用してしまう事実ゆえに、兵士たちは女性に対する人権意識を崩壊させるのである。だから、戦地における女性の性を強姦・輪姦という形で蹂躪することに、何の痛みも覚えなくなるのは必然なのである。

(3) この研究は興味深いが、博士号請求論文であるために、公刊もされず雑誌にも掲載されていない。こうした論文でも入手できる場合もあるが、国内でこれを所蔵する図書館はなかった。残念だが、以上はラッセルからの孫引きによつた。

(4) 第三節に記したように、ゲブハーデらの当該文献は入手できなかつた。

(5) 第一節注(9)を見よ。

(6) 原文は I just thought....じゃあ。しかし、前後の話し方 (I thought...くり返している) から推測して、'thought'は thought じゃ。なお以下のスラングの解釈は、主に藤井章雄監修『米英俗語辞典』(朝日出版社 1996) による。

(7) I thought by having the power, I'd enjoy it a whole lot more.)の 'it' は形式的には「力」ともとれるが、文脈的には考えにくく。またこの前後は、if がしばしばセックスの意味で用いられている。

(8) もつとも小倉は直前にアンガーレイプの話をしており (41)、そこから無媒介に話題をパワーレイプに移している。

(9) ただし、残念だが例によつて引用は正確ではない。

(10) 第二節の注(2)を見よ。

(11) 前者でのマッキノンの主張は明瞭だが、訳を見ただけではそれと理解できないだろう。)の箇所の正確な意味については、西島栄の指摘 (48-9) を参照されたい。

(12) もつともこうしたセックスの性質については容易に「言説化されない」。されたとしても「反セックス」であるといふ、根拠のないラベルはりをされてしまつことが多い (Srossen 20.106-12; 富 1994:19)。

(13) 誤解ないように言うが、これらの価値を認めた上での話である。

(1) 今日明らかになつたセクシャル・ハラスメントの諸様態を知るにつけ、これらはポルノで描かれる女性へのアクセス方法と酷似することが明らかである。むろんポルノが、セクシャル・ハラスメントに見られる諸様態を逆に映像化した側面もあるうが、そうした一方性だけを信ずるには実際ポルノの影響はあまりに大きい。『ディープ・スロート』のためにフェラチオ強要やフェラチオ強姦が増えたのは有名な事実だし、最近のAVのために「顔射」が増えたのは記憶に新しい（杉田1046）。

(2) あの言語に絶する残虐なバクシーシ山下のAVやAV、たしかに同時に女性に対する性的欲望を喚起してやまない（杉田111）。

(3) いの点は成人女性を標的にしたレイプ一般にも、あるてふじ当てはある。ベイネケが記すレイピストは、怒りの果てに、レイプ場面を描くポルノに接触して「火がついた」と語つてふだが（125）、マーシャルの調査では、実に三人に一人のレイピストが、犯行の直前にポルノを見て、強い性的刺激を受けてふるといふのである（Marshall 210）。

文献一覧

（本文中で言及する際、欧文文献は適宜イニシャルで示す。邦訳文献の訳には必ずしも従つていはない。なお、st.は「参考照」、t.は「例えば」、st.は「その他」を示す）

- Anir,M., *Patterns in Forcible Rape*, Chicago U.P.,1971
 Beneke,T., *Men on rape*, St.Martin's, 1982

- Bromberg,W., *Crine and the Mind*. Lippincott, 1948
- Brownmiller,S., *Against our will: Men, women and rape*, Fawcett Columbine,1975
- Cressey,D., Role Theory, Differential Association, and Compulsive Crimes, in : Rose,A. (eds.) *Human Behavior and Social Processes*, Routledge & Kegan Paul #1961
- Donnerstein,E., Pornography: Its Effects on Violence against Women, in : Malamuth et al. (eds.), *Pornography and Sexual Aggression*, Academic Pr.,1984
- Fisher,G. et al., Psychological needs of Rapists, *British Journal of Criminology* 11, 1971
- Gebhard et al., *Sex Offenders: an Analysis of Types*, Harper and Row, 1965
- Groth,N., *Men who rape: The psychology of the offender*, Harper and Row, 1979
- Guttmacher,M. et al., *Psychiatry and the law*, Norton, 1962
- 田
谷
Halleck,S., *Psychiatry and the Dilemmas of Crime*, California U.P., 1971
- Marshall,W.L., Pornography and Sex Offenders, in: Zillmann & Bryant (eds.), *Pornography*, Hillsdale (1989)
- McGaldoon,R.J., Rape, *Canadian Journal of Correlation* 9 (1), 1967
- Medea,A. et al., *Against Rape*, Farrar,Straus & Giroux, 1974
- Rada,R.T. (eds.), *Criminal aspects of the rapist*, Grune & Stratton, 1978
- RussellD., (1984) *Sexual Exploitation: Rape, Child Sexual Abuse, and Workplace Harassment*, Sage
- , (1998) *Dangerous Relationships: Pornography, Misogyny, and Rape*, Sage
- Smithyman,S.D., *The undetected rapist*. (Doctorial dissertation, Claremont Graduate School, 1978)
- Strossen,N., *Defending Pornography*, Scribner, 1995

- 池田恵理子「旧日本軍兵士の性行動」、池田・大越編『加害の精神構造と戦後責任』(緑風出版、2000) 所収
板谷利加子『御直披』角川書店 (1998)
ウェスト他『性的攻撃—強姦の精神病理』金剛出版 (1985)
上野千鶴子 (1998a)『発情装置—エロスのシナリオ』筑摩書房
—— (1998b)『ナショナリズムとジョンダー』青土社
—— (1998c)『上野千鶴子インタビュー』(図書新聞五月一日号)
—— 他 (1998d)『メディア・セックス・家族』(論座 八月号)
内村佑之「小平事件」、福島章他編『日本の精神鑑定』(みすず書房、1973) 所収
内山絢子「性犯罪被害の実態」(1)-(4)、『警察学論集』五三(卷三)-六号 (2000)
エキス「強姦の哲学」、『現代のエスプリ』六一卷 (1972) 所収
エストリッヂ『リアル・レイプ』——COC出版社 (1990)
大島 清『女の科学』(まほ書房 (1986)
小倉千加子『セックス神話解体新書—性現象の深層を衝く』学陽書房 (1988)
鐘ヶ江晴彦他編『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か—現状分析と理論的アプローチ』明石書店 (1994)
小西聖子「日本の大学生における性被害の調査」、日本性教育教会『日本=性研究会議会報』八卷二号 (1996)
佐瀬 稔『うちの子がなぜ!—女子高生コンクリート詰め殺人事件』草思社 (1990)
沢登佳人「残虐異常性犯罪はなぜ日本に少ないか」、『現代のエスプリ』六一卷 (1972) 所収

- 杉田 聰 (1999) 『男権主義的セクシユアリティー・ポルノ・買売春擁護論批判』青木書店
 — (2001) 「反『性=人格論』批判—性暴力批判原理としての『性=人格原則』」(掲載誌未定)
- 鈴木由美 「セクシユアル・ハラスメントの基本構造とその日本の特質」→鐘ヶ江他編
- 田中早苗他 『企業のセクハラ対策最前線』ジャパン・ミックス (1997)
- 田村光啓 「レイプ神話と『性』」大阪府立大学総合科学部人間科学科『現代文明学研究』一号 (1998) 所収
- 男性と買春を考える会 『買春に対する男性意識調査』報告書 (1998)
- 西島 栄 「キヤサリン・マッキノンと誤訳の政治学—『フェミニズムと表現の自由』の翻訳上の諸問題」、『場・トボス』六号 (こうち書房 1995) 所収
- 福島 章 『犯罪心理学研究Ⅱ』金剛出版 (1984)
- ブラウンミラー 『私たちの意思に反して』勁草書房 (邦訳『レイプ・踏みにじられた意思』=抄訳) (1999)
- ベイケネ 『レイプ・男からの発言』筑摩書房 (1988)
- マッキノン (1993) 『修正されるべきフェミニズム』明石書店 (邦訳『フェミニズムと表現の自由』)
- (1999) 『働く女性のセクシャル・ハラスメント』こうち書房 (邦訳『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウイメン』)
- 松尾ひさ子 「アメリカにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の現状」→鐘ヶ江他編
- マッケラー 『レイプ・餌と罠』徳間書房 (邦訳 マックウェラー 『レイプ』『強姦』異常社会の研究) (1976)
- 緑河美紗 『心を殺された私』河出書房新社 (1993)
- 宮 淑子 (1972) 「強姦文化を超えて」、『現代のエスプリ』六一巻 (1972) 所収
 — (1994) 『メディア・セックス幻想—AVにつくられる女と男の性文化』太郎次郎社

山岡一信「犯罪行動の形態（第4報）—性犯罪（2）」、「科警研報告」一九巻一号（1966）所収

横川和夫他『かげろうの家—女子高生監禁殺人事件』共同通信社（1990）

レスラー他『快楽殺人の心理—FBI心理分析官のノートより』講談社（1995）

渡辺圭『レイプ・イン・アメリカ—平和な夜を返せ！』徳間書房（1983）

後記

レイプを「性的欲望」との関連で理解しようとすると、「性欲自然主義」であるという評価を受けるおそれがある。だが筆者は、男性のセクシュアリティが社会的に構成されると理解する点で、決してそうした立場に組するものではない。そもそも、筆者がどうした立脚点に立つて本稿を記したかについては、拙著『男権主義的セクシュアリティ—ポルノ・売買春擁護論批判』（青木書店、一九九九年）を参照した上で判断願いたい。少なくとも筆者が、「反動的」な意図から本稿を草したものではないことは、それどころか男女の平等権を擁護し、「男権主義的セクシュアリティ」を解体させようとする立脚点に立つことは、これにより理解いただけるものと確信する。

なお、注および文献一覧で言及した拙稿「反『性＝人格論』批判—性暴力批判原理としての『性＝人格原則』」は、当初予定していた雑誌への掲載が困難になつた。けつきよくどうへ掲載する結果となつたかは、後日、次のホームページで確認していただけるようお願いする。

<http://www.ohbihiro.ac.jp/~philosophy>

（1100年1月7日）